

環境社会配慮助言委員会 第52回 全体会合

日時 平成26年10月6日（月）14:30～17:29

場所 JICA本部 1階113会議室

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

柿岡 2時半になりましたので、まず事務連絡からお伝えいたします。いつもながらですが、この113会議室でのマイクの使用ということで3点ほどご連絡いたします。逐語議事録ということもございますが、マイクを使用して発言にご協力いただくよう、よろしく願いいたします。それから、二つ目ですけれども、発言の際にマイクをオン、発言が終わりましたらマイクオフということで、よろしく願いいたします。また、マイクの数、お一人1本という形にならないため、恐縮ですけれどもお近くのマイクを融通し合う形でお願いいたします。

マイクについては以上です。本日台風で天候が午前中特に悪かった中、また足元等不便な中お越しいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、本日は村山委員長欠席ということで、作本副委員長に本日の司会進行をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

作本副委員長 それでは、これから第52回全体会合を行いたいと思います。

今お話ありましたように、今日台風で交通不便だったと思います。本当、ご参加ありがとうございます。また途中から見えられる方もおられるかもしれないということをちょっと聞いておりますけれども、その節はどうぞよろしく願いいたします。

今日は案件説明が1件、概要説明が1件、あとワーキングスケジュールの確認、さらに助言文案の確定、これは4件入っております。さらにガイドラインの見直しの報告ということで、ちょっと時間的にはかなり厳しいものがあるかもしれませんが、できるだけ効率的に進めていきたいと思います。

それでは、まず案件説明から入りますが、よろしいでしょうか。事務局のほうにお願いして。

作道課長 JICAの東南アジア三課でベトナムを担当しております作道と申します。よろしく願いいたします。本日はベトナム社会主義共和国フーコック島上水道整備事業のエンジニアリング・サービスの円借款に関しましてご報告させていただきます。

お手元の資料に沿ってご説明させていただきたいと思いますが、目次のとおり、経緯、事業背景、事業概要、環境社会配慮に係る検討状況、それから最後に今後のスケジュールということでご説明させていただきます。

まず最初に、本事業の経緯でございますが、本事業は当初、海外投融資の候補案件としましてPPPインフラF/Sが、2011年9月から開始され、2011年12月に助言委員会によりスコーピング案に対する助言をいただいております。しかしながら、PPP/F/Sの熟度が必ずしも十分ではなく、直ちに事業化は困難ということでありまして、EIA報告書や住民移転計画もその中では行われませんでした。ということで、助言委員会に対してドラフトファイナルレポートの段階での付議は行われず、13年7月に調査が終了していたという状況でございます。

今般、この調査に関しまして、関連で検討されていた上下水のうち、プライオリテ

イーの高い上水コンポーネントに対して円借款を供与するために、まずはエンジニアリング・サービスの借款を供与して事業の詳細を検討することといたしましたので、本日も報告の場を設けさせていただいたという次第でございます。

経緯は以上でございます、続きまして事業の背景ということでございますけれども、まずは事業対象地のフーコック島の概要ということになりますが、こちらの地図に示しておりますとおり、カンボジアとの国境からほど近い、大体カンボジアから約15キロぐらい南に位置するという島でございますが、人口10万人程度の白浜のビーチ、それから森林等の自然が残る島ということでして、このフーコック島はベトナム政府の社会経済開発5カ年計画、2006年から10年というものですけれども、これにおきまして観光開発の最重要地として開発が進められてきたという状況でございます。これに伴いまして近年、当島の開発が進んでいるというところであり、2012年12月にはベトナムで4番目の国際空港が開港するなど、インフラ整備が進んでおります。それに伴いまして、2009年に22万人だった観光客が2013年には62万人というふうに急増しているという状況でございます。

このような状況にもかかわらず、上水道等の都市インフラが島の開発に追いついていないというのが現状でございます、特に開発が進んでいるのはこの地図に示しております緑の枠、それから赤の枠で囲んだあたりの範囲でございますけれども、この緑の枠及び赤枠の範囲の水需要が2020年までには日量3万4,000立米となると予測されております。しかしながら現時点では、この緑枠の地域を対象に実施されている世銀の上水道事業がございますけれども、これができたとしても供給量は日量1万6,500立米ということで、需要を満たすことができないという状況でございます。加えて、地図の赤枠で囲んである範囲に関しましては、現在大規模なホテル等の開発が進んでいるということもございまして、水需要の大幅な増加が今後も予想されているということで、水道システムの整備が必要になっているということでございます。

従いまして、この赤枠地域を対象に新たな上水道システムを整備することが今回の円借款で検討している事項ということになります。

続きまして、事業概要ですが、先にご説明しましたとおりフーコックでは水の需要が逼迫しておりまして、新たな上水道システムの整備が急務となっているということでして、同島におきまして上水道システムを整備することにより安定的な水供給を図り、もって同島の生活環境の改善、それから持続可能な発展に寄与するということが本事業の目的ということになっております。

具体的に何を建設するかという点でございますけれども、このページで図示しているものが協力の内容ということになりますが、フーコック島の上水道システムは貯水池、それから取水施設、導水管、浄水場、送水管、配水池、配水管供給、給水管という、こちらに示しているとおりの要素から成り立っているということでございまして、本事業は当初PPPとして検討されたという経緯もありまして、現在ベトナム側は浄水

場に関しては民間事業を導入することを想定しているということで、従いまして本事業におきましては上水道システムのうち浄水場以外のコンポーネントを整備することを計画しております。従いまして、本助言委員会ではこれらを対象にご報告をさせていただいているという次第でございます。

なお、最初にご説明しましたとおり、現状のF/Sは直ちに事業化できる水準とはなっていないということでございまして、まずはエンジニアリング・サービスに係る円借款を供与しまして詳細設計を実施し、本体部分についての協力の要否は別途審査の上、円借款を供与する予定ということでございます。

引き続き、事業概要でございますが、具体的な構造物の規模につきましては、このページに主なものは記載してあるとおりでございます。180ヘクタールの貯水池、それから0.2ヘクタールの配水池、40キロメートルの配水管敷設というのを予定しているということでございます。それぞれの建設位置はこの図のとおりで示しているということでございまして、ちょっと見えにくい、わかりにくいところがあるかもしれませんが、青い四角で示しているのが貯水池と配水池となっております、図中の緑の線と青の線の実線が配水管の敷設ルートという形になっております。

それから、この真ん中の上のあたりに拡大図を示しておりますとおり、貯水池は現在あるクアカン川から導水する予定となっております、川の流れをせきとめるような方式とはなっておりません。

また、右の側に緑が多い地図がございすけれども、この真緑で示しているところは国立公園の地域となっておりますが、本地域で建設されるコンポーネントはこの部分を避けた形で国立公園の外に施設を建設するという形になっております。

続きまして、環境社会配慮に係る検討状況ということでございすますが、カテゴリ分類上は新ガイドライン上、大規模な貯水池を建設するものとしてカテゴリAとしております。先にご説明したとおり、EIA報告書及び簡易住民移転計画等の環境社会配慮文書は現在まだ作成されていないということでございまして、今後のエンジニアリング・サービス借款の中で作成することを予定しております。

最後になりますが、今後のスケジュールでございます。ここに記載しているとおりのスケジュールを検討しております、本日E/S借款に係るご報告を申し上げて、今後審査を行うわけですけれども、その後2015年にL/A、その後、詳細設計と同時並行でEIAの報告書及び簡易RAPの作成を行い、2016年の本体審査の前に環境レビューとして助言委員会にお諮りするという予定でございます。

こちらからの説明は以上です。

作本副委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ご意見あるいはコメントがあれば、ぜひどうぞ。

岡山委員 すみません、この案件は確か2年前に、書いてあるように、私一度見たことがあるんですが、そのときにはどちらかというと下水道の配備のほうが重要であっ

たというふうに印象を持っているんです。実際問題、これから開発されていく地域において、基盤インフラとして整備すべきはやはり下水道かなというふうに印象を持っているんですが、本件においてはその下水道の部分を除いて上水道だけ残して、しかも上水道、浄水場そのものはベトナムのほうの運営で、その他の配管設備だけを多分担当するということだと思われるんですが。なぜこのようなことになってしまったのかということと、それから下水処理のほうの能力も相当に危機的な状況であるというふうに推察されるんですが、それ現在どのように対応されているのか、教えてください。

作道課長 コメントどうもありがとうございました。ベトナム側とそのPPPのインフラF/Sを実施後、協議をしていく中で、より事業化の可能性が高いということも含めて、ベトナム側から円借款で支援の要請があったのが上水道ということでもございまして、そういった要請を受けて我々としては現在、上水道の整備を検討しているという状況でございますが、今いただいたコメントの中の関連で1点ご説明差し上げたいのは、上水道の浄水場の部分に関しましてはベトナム側で投資をするというふうに今言われたんですけれども、現時点ではPPPインフラF/Sを実施した日本、本邦の企業も依然として投資に関して検討しているという状況で、当然ながら入札等で今後どこがそれを受注するかというのは現時点でははっきりしないわけですが、うまくいけば浄水場部分は日本の民間企業が支援して、管渠、それから配水池、貯水池等は円借款で支援するというような形になることを想定しております。

岡山委員 ありがとうございます。すみませんが、この件で気になるのが、当時説明を受けたときに、記憶で申しわけないんですが、ホテルがどんどん増えていって、上水並びに下水の需要も大変多くなっているという中で、下水道の緊急配備が非常に必要だというふうに印象を持っているんですが。下水までは必要ない、例えばベトナム国政府が自分で配備するという形で事業等進んでいるのでしょうか。

作道課長 申しわけありません、この場でちょっと明確にお答えできる材料がそろっていないので、それも含めて詳細には審査で確認します、という形でこの場はお答えさせていただきたいと思います。

作本副委員長 ほかに。松本さん、どうぞ。

松本委員 ありがとうございました。この浄水場を切り離すというのは、イメージとしてはわかるんですが、実際として浄水場をどのようなものにするかということも前提にせずに、エンジニアリング・サービスの調査が本当にできるのかどうかというのが一つ。想像するに、浄水場のおおよそのイメージというか、でき上がってこのようなものをしているとするならば、現在どのようなものを前提にしているのか、また浄水場それ自体はどのようなスケジュールで建設される予定なのか。当然その税金を使ってこれやるわけで、浄水場がもしできなかつたらどうなるんだというふうなことは当然考えられるわけですから、切り離しているとはいえ、浄水場は必ずできるとい

うふうに考えなければ、この施設をつくっても何の意味もないわけですから、そのあたりについては、できれば本当はこれはスケジュールにその浄水場の側はどうかなるのかというのとあわせて書いていただかないと、本当に意味のある事業なのかどうかもわからないんですが、そのあたり今どうなっているのかということと、直接は関係しませんが、この事業についての住民移転の規模というのが、もしわかっていたら教えてください。

作道課長 最初に、後段でご質問のあった住民移転の規模でございますけれども、貯水池の建設の関連で数十人規模の住民移転が生じるという可能性があるということ、その点については調査の中で確認したいということでございます。

それから、浄水場との関係の話でございますが、本件は現時点で本邦企業が投資の可能性を追求しているということで、それがあまる限りにおきまして、その部分は民間企業様の可能性があるということで残し、それ以外の部分を円借款で協力するということになっております。その想定で民間企業様も動いているというふうに承知しておりますが、仮にそこが撤退するという事になった場合にどうするかということですが、原則としては、本事業は全体として開発効果があるということで我々として協力を進めたいというふうに考えているところですので、一つはその日本の民間企業以外で投資主体がいるのであれば、そこが浄水場部分を実施することをもって進めるという可能性もございますが、仮にどこも民間で出てこないということになった場合には、その部分も含めて円借款で協力することを、ベトナム政府が要請すればですけども、検討し、再度審査にかけるという形で対応することを現時点では想定しております。

作本副委員長 ほかの方いかがでしょう。

松本委員 その場合、そのスケジュールにそれが乗っかってきてほしいと思っているのは、この施設だけできて、浄水場だけかなり後になるという可能性もあるということですか。

作道課長 民側のスケジュール感とこちらのスケジュールというのは合わせて実施するように検討はしておりますので、民側で幾つか手続上の重要なステップがあるんですけども、その民に対して投資者を決めるというデシジョンをベトナムが出すということになっているんですけども、それをもってこの円借款のエンジニアリング・サービスのL/Aを締結して事業を進めるということ、それをトリガーにして実施することになっております。また、その後でも各段階で、例えば本体の事業の実施におきましても、民間事業体とベトナム政府の投資にかかる契約が締結されたことをもって、事業の確実性が担保された時点で本体事業に進むというような、幾つかのそのステップを民側の事業と円借款で合わせて実施することでスケジュールの調整を図っていくというふうに、今の時点では考えております。

松本委員 わかりました。最後にコメントですけども、確か前回、道路案件でこの部分は民間、この部分は政府というのがあって、そのときに円借款でやる部分は

して移転もないんだけど、もう一個のほうには移転があるというようなときに、その移転条件についてここで報告していただいたと思うんですね。そういうような形で、明らかにこれは不可分一体の事業ですので、浄水場についての情報も恐らくその助言委員会の中で必要に応じて出していただくということが適切なんじゃないかなというふうに思いますが、これはコメントです。

以上です。

作本副委員長 ありがとうございます。ほかの方がいますか。

ご三方が手を挙げられている、柳委員、では最初に。

柳委員 簡単な質問なのですが、このフーコック島には今現在10万ぐらいの人が住んでいるわけですよね。その人たちの生活用水として上水道は一応はあるわけですよね、既存の住居のあるところではですね。それで、新たにこの北部でつくるリゾート計画の周辺に充てる部分がこれから急増してくると既存の施設では不十分であるので、それを整備していこうというようなことだと基本的に理解しておいてよろしいのでしょうか。

それから、日本の場合は上水・下水というのは一体的で、当然入ったら出るという形で整備を進めていくわけなのですが、その点、既存のところでは下水道も整備されているのか、そこはまだ不十分なのかどうかということも、環境配慮のことを考えると非常に重要なポイントですので、教えていただければと思います。

作道課長 どうもご指摘ありがとうございます。

下水部分に関しましては、すみません、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、詳細がはっきり現時点でちょっとお答えしかねる部分もあるんですが、一般の家庭下水を対象とした下水処理場は現時点ではないということのようですので、その辺、今後の整備の計画であるとか、そのスケジュール感等に関しましては、ベトナム政府にも引き続き確認をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、最初のご質問でございますが、本事業対象地域は、先ほどお手元にお配りしている資料の赤い四角に囲まれた部分なんですけれども、このエリアに関しましては既存の浄水施設がないということでございまして、従いまして、新たに居住地域が広がっておりますので、住民の方に対するサービスということとあわせて、そのリゾートのホテル等も建設が進んでおりますので、その需要増に対する対応ということ、両方を視野に入れた協力というふうに考えております。

作本副委員長 よろしいですか。では次の方、谷本さん、どうぞ。

谷本委員 1点聞かせてください。180ヘクタールの貯水池を計画されていますけれども、その土地の利用、現状はどうなっているのか。それから住民の方、おられると想定するんですけれども、どれぐらい移転対象になるのか、聞かせてください。

作道課長 貯水池予定地の現状でございますけれども、現時点では農地として利用されている部分が大部分ということでございまして、それが土地利用の現状です。

それから、住民移転に関しましては先ほども若干言及しましたが、数十人規模の住民移転が生じるということが想定されておりまして、それもあわせた調査をこれから進めていきたいというふうに考えております。

作本副委員長 よろしいですか。では、平山委員。

平山委員 懸念としては、先ほど岡山委員が言われたこと、それから柳委員がご指摘になったことに全く重なっているのですけれども、この浄水場の事業の審査をするときの環境配慮の対象に、その下水道といいますか、家庭雑排水による周辺海域なり、川があるかどうかは知りませんが、川の汚染なり、そういった水質汚濁の問題を含められるのかどうかということなのですからけれども、通常はこういう場合には含めないということになるのだらうと思うのですけれども、先ほどのような懸念、私も非常に何だというふうにちょっと思っておりますので、含まれないということであれば、含まれるような方向で、この事業に関する検討を不可分一体の環境影響ということで、施設ではなくてそういうものを検討するという立場から、そのところはちょっと見逃していただきたいというのが私のコメントであります。

作本副委員長 時間の関係もありますが、では柴田さん。ほかの方おられますか。では、柴田さん最後ということで。

柴田委員 ご説明ありがとうございます。排水に関しては私も同じような心配をしているんですが、もう一点、既存のこの水利用について、クアカン川をせきとめることはないというお話だったんですけれども、その川から取水するというお話なのかなというふうに伺っていたんですが、そうした場合、このクアカン川の既存の何か灌漑利用みたいなものがあった場合に、その川の流量に影響が出る可能性があるとなると、そういった既存の水利用への社会影響というの也被考えられるのかなというふうにちょっと思いまして、そのあたり、今確認できることでしたらお答えいただきたいと思えますし、今後のということであれば、今後の中でそういったところも評価の範囲に入れていただきたいというのがコメントです。

以上です。

作道課長 ありがとうございます。今いただいた点も含めて調査のEIAの中で、検討事項として調査したいと思います。

作本副委員長 それでは、まだご質問あるかと思いますが、私もアジアの国々、島、観光開発は特にやっぱりごみの問題、下水の問題、水の確保の問題、それで島全体が汚れてしまって結局その島を捨ててまた別の観光開発をやる、いろいろ見ているので、やはり注意深く全体の計画を立てながら、ぜひお願いしたいものだと思います。

それでは、ちょっとまだご質問あるかとは思いますが、次の案件のほうに移りたいと思います。

それではカメルーンですか、パチエンガ・レナ間、道路整備事業ということで、環境レビューになりますが、よろしく申し上げます。

増田課長 それでは、これよりカメルーン国のバチェンガ・レナ道路整備事業についてご説明をさせていただきます。私、アフリカ部で主に仏語圏の西部・中部アフリカを所掌するアフリカ第四課の課長を務めております増田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座って失礼させていただきます。

まず、本日ご説明差し上げる事業ですけれども、カメルーン国政府から有償資金協力事業として要請されてございます。

本日ご説明させていただく内容についてですが、本事業の背景としてのカメルーンの概況と協力の方向性のご説明、それから事業の目的、概要、地理的な位置づけ、環境レビュー方針、審査スケジュールについてご説明させていただきます。

なお、本件につきましては、アフリカ開発銀行との協調融資を想定してございます。既にESIAとLARAPについても作成されておりますので、先ほど申し上げましたとおり今後環境レビューを行う段階にございます。

まず、ちょっと細かい資料で申しわけないんですけれども、カメルーンの概況と協力の方向性についてご説明させていただきたいと思えます。

左側で、基礎情報としてこの国の概況をご説明しております。2013年の一人当たりのGNIが1,270ドルということで、26年度の分類で低所得国に位置づけられます。カメルーンは域内物流の拠点となるドゥアラ港を擁しております、カメルーンに隣接する北東にチャド、それから中央アフリカという内陸国、それから西にはナイジェリア、南には赤道ギニア、ガボン、コンゴ共和国の6カ国と隣接しております。地図につきましては後ほどご説明しますけれども、お手元の資料の6枚目のスライドにも入れてございます。

これら6カ国のうち、中央アフリカについては独立以来クーデターが繰り返され、昨年来、内戦状態で治安も悪化しているような事情がございます。また、ナイジェリアと隣接する北東部につきましては、イスラム過激派勢力ボコ・ハラムの活動が活発化していること、チャドでも従来反政府勢力の動きが続いてきたということで、カメルーンをめぐるその周辺国には治安情勢、政治情勢がかなり不安定な国々が多い中で、カメルーンにつきましては現在のポール・ビヤ大統領が1982年に就任して以来、30年以上政権の座についていて内政の安定に努めてきたということで、比較的安定した政治経済運営を続けている国というふうに申し上げられるかと思えます。

産業面につきましては、原油や天然ガス、ボーキサイトなどの天然資源に恵まれております。また、豊富な降雨量がありますので、カカオを初めとする農業生産も盛んでございます。

このスライドの右手のほうで、カメルーンのおおよその開発戦略とJICAの協力の方向性について説明してございます。

カメルーンにつきましては2035年の新興国入りを国家の長期的な開発目標として掲げておまして、経済インフラの整備、それから雇用機会の創出・拡大について取り

組んでおりますが、道路インフラにつきましては全長5万2,000キロのうち、2009年時点で17%程度しか舗装されていません。このため、これが大きな経済開発のボトルネックになっておりますので、道路マスタープランにおいて2025年までに舗装率を34%に倍増させるという計画を持っております。

このようなカメルーンに対して、我が国では先ほど申し上げましたとおり、周囲に政治的あるいは治安面で不安要素を抱える国が多い中部アフリカの中で、内政も安定していて、かつ域内物流の拠点を擁しているということも踏まえながら、カメルーンを拠点に広域に裨益する経済インフラ整備を進めるということを国別援助方針で掲げてございます。

次に、事業目的についてご説明をさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、本事業の地図はお手元のスライド番号6にあるとおりですけれども、この事業の目的はカメルーンを南北に縦断する道路の一部、82.1キロ区間を舗装整備し、従来よりも安全かつ効率的な南北間の移動・物流を可能にすることにより、以下の3点を実現するというを目的に掲げております。

1点目は農業ポテンシャルの高い協力対象地域であります中央州、あるいはそこに北接するアダマウワ州と、消費地になる首都ヤウンデあるいは近隣国の消費地との間の流通促進を図り、対象地域の経済発展に寄与すること。それから、カメルーン国内で最も貧困率が高い北部の州の経済社会開発にも寄与し、国内の経済格差是正にも貢献する。ひいては域内物流の拠点であるドゥアラ港と、それからカメルーン北部に隣接する内陸国であるチャド等との交易を促進し、域内の経済発展と安定化に資するというを目的として掲げてございます。次に、事業概要ですけれども、先ほどの目的のところでも触れましたとおり、カメルーン共和国中央州のパチェンガからレナ間を結ぶ道路263.6キロのうち、マンキンからヨコまでの82.1キロ区間について、アフリカ開発銀行との協調融資によりまして、片側1車線、計2車線の道路の舗装計画でございます。

円借款の対象は、幹線道路整備にかかる土木工事のみとしておりまして、現在のところ2019年の完工・供用開始を想定してございます。

なお、冒頭で申し上げましたとおり、既にアフ開の支援もあり、F/S、DD、ESIA、LARAPについては作成済みでございます。

対象地域の広域の図を改めて確認させていただきます。この地図のうち真ん中に記してございます青い区間、南の起点がパチェンガ、それから北の終点のところはヨコになりますけれども、この全長263.6キロの道路のうち、右にちょっと赤でうにゅっと囲んでいるところがございます、この82.1キロの区間が今回の事業で協調融資として整備する対象区間ということになってございます。

この区間については後ほど写真をご覧に入れますけれども、未整備の土道が存在しております。ただし、道路条件が劣悪なために、多くの車はこの緑の、ちょっと見

えづらくて申しわけないんですけども、東と西の迂回路が見えるかと思います。この緑の点線のところ、ここを経由しての迂回を余儀なくされる車が少なくございません。いずれもナイジェリア及び中央アフリカとの国境近接区間というところの走行を余儀なくされることになりますけれども、これらの国境周辺地域は冒頭でもご説明しましたとおり非常に治安面で不安定な要素を抱えている国・地域に隣接する地域ということになってございますので、この迂回路によって非常に遠回りをしなければいけないということに加えて、一定のリスクが伴う走行を余儀なくされているということが、現状としては申し上げられるかと思います。

ちょっとサイトの様子を写真でご覧に入れたいと思います。ここの真ん中が地図で、その左と右に関係のサイトの写真がございます。見ていただけますとおり、例えば一番左上の道路等、未舗装のために道路の状況が非常に悪いと、特に雨季など長いんですけども、ぬかるむために高速での走行等が非常に困難であるということがわかりいただけるかと思います。

また、幾つか川の写真も写っておりますけれども、小さい幾つかの川を渡河する道路になっておまして、また、その橋のインフラも脆弱なために、高速での大型車両の通行ということに困難をきたしている事情がございます。狭いところでは道幅が5~7メートルということになってございますので、片側1車線、両側2車線の道路を整備するために一部拡幅、それから路線の蛇行が激しいところについては一部線形を修正するというような工事が発生します。

続きまして、環境レビューの方針について、簡単に概要をご説明させていただきたいと思います。冒頭申し上げましたとおり、既にESIA及びLARAPにつきましては策定されまして、既に先方政府の承認も得ておりますので、年内に実施予定の審査ミッションにて環境レビューを実施する予定にしております。今日方針の概要をご説明させていただきますまして、ワーキンググループでご助言をいただいた上で、審査ミッションに臨みたいというふうに考えてございます。

まず、冒頭、適用のガイドラインにつきましては、2010年の新しいJICAの環境社会配慮ガイドラインに基づいて実施する予定にしております。カテゴリ分類につきましては、非自発的住民移転が200人以上ということで、影響を及ぼしやすい特性に該当すると考えられるため、A分類と認識しております。環境許認可につきましては冒頭申し上げたとおり、ESIA、LARAPのいずれも先方政府承認済みとなっております。汚染対策等については深刻な影響は見込まれていませんけれども、工事車両の速度制限や土壌流出対策などの緩和策が講じられる見込みとなっております。

続きまして、自然環境面についてです。協力対象地域の近隣に国立公園がございますが、最も近いところでも15キロ以上離れているということです。また、国立公園の範囲外で一部樹木の伐採というのが見込まれておりますけれども、これも植林等の緩和策を実施する予定でございます。詳細につきましては環境レビューで確認する方針と

しております。

また、社会環境面についてですけれども、協力対象地域の被影響人口は1,870人になりますが、このうち768人が非自発的住民移転の対象となっております。ただ、ESIAレポート等でも人口密度が低いため基本的に同一コミュニティ内での移転ということで対応される計画となっております。既に2度実施しておりますステークホルダーミーティングでも住民移転に伴う住民からの異論は聞かれなかったということでございます。しかしながら、詳細につきましては改めて環境レビューにおいても確認する方針でございます。

モニタリング計画についても、詳細の体制、計画等、ESIAで規定されておりますけれども、その概要、それから体制等について、改めて確認する予定としてございます。

最後に、今後のスケジュールにつきまして、改めてご説明させていただきたいと思っております。本日の全体会合でのご説明後、11月10日月曜日のワーキンググループにてレビュー方針についてのご助言をいただきたいというふうに考えております。確定いただきました助言に基づいて、現在のところ年内に審査ミッションを派遣し、その上で来年3月のL/A締結を目指したいというふうに考えてございます。

以上、駆け足で恐縮ですけれども、今回の事業の概要をご説明させていただきました。

作本副委員長 ありがとうございます。今のお話のとおり11月10日にワーキンググループをとということで予定されているようですが、皆さん方のほうからコメントあるいは意見あればどうぞ。 塩田委員。

塩田委員 環境レビューの1/2と2/2のところに、いわゆる生活環境の項目がいろいろ書いてありますが、現地に行ってその生活環境の、例えば最も影響のあるような環境項目がどのようなもので、それぞれ寄与順位が出てくるのではないかと思うのですが、そのような項目に対する検討を行っているのでしょうか。

もう一つ、モニタリングと言っているのは計測することですか。計測すると値が出てきます。その計測値は、出てきた後、どのように利用するのでしょうか。例えば幾つ幾つと出てきたら、その出てきた数字の持っている意味は、日本だったらある法律とか基準値とか比較しながら、これはある法律の基準値よりオーバーしているから何とかしなくちゃいけないというのがあると思うのですが、カメルーンの場合の情報を知らないの、わからないのですが、そのような基準があるのかどうか。あれば当然そのようなモニタリングの意味があると思うのですが。

測定することがいいことなのかどうかということと、測定しないでしっかりと環境保全をやるようなことがあるのではないかとというようなことも、一緒に考えたほうが良いのではないかなと思います。いかがでしょうか。

増田課長 ありがとうございます。お答えできる範囲でお答えをさせていただきます。

す。

1点目のご質問ですけれども、各側面の環境社会配慮の項目に対する評価につきましては、このESIAの中では優先度という形、順位という形ではないんですけれども、中程度、高程度、低程度というような形で、各側面のそれぞれの対象となり得る要件について評価をするような形になってございます。

それから、モニタリングにつきまして、得られた値をどのように具体的に扱っているかということにつきましては、ちょっとこちらで今すぐ手元でわからないところもございまして、確認をさせていただいて助言委員会のときにまた、ワーキンググループでご説明させていただきたいと思います。

塩田委員 どうもありがとうございました。

作本副委員長 ほかの方、いかがでしょう。

どうぞ、鋤柄さん。

鋤柄委員 ちょっと私自身ちゃんとわかっていないので教えていただきたいのですが、こちらでもう作成されていますそのESIA、RAPにつきましては、これはこの230キ口全体に関する評価ということでおやりになっているのかというのを、ちょっとご教示いただきたいというのが1点と。

2019年に供用開始というスケジュールになっておりますけれども、これはこの263キ口全体の舗装・拡幅等が終わって、このバチェンガ・レナ間全体が供用開始になるという意味と解釈してよろしいかどうか、それをちょっと教えていただきたいと思います。

増田課長 ご質問ありがとうございます。1点目のESIAの評価が全体にかかるかということと、それから供用開始のタイミングというのが、この全体の工程にかかってくるかというご質問ですけれども、いずれもご理解のとおりということでご認識いただいで結構かと思えます。

鋤柄委員 ありがとうございます。

作本副委員長 ほかの方。松本委員。

松本委員 基本的に協力準備調査をせずに現地国のF/Sを使う場合、やはりその現地のF/Sの実施の能力であるとか質というのをあらかじめ確認した上でやるというのが基本的なことだったと思うんですが、簡単で結構なんですが、この現地国で行われたF/Sというものがカメルーン政府独自でやったのか、アフリカ開発銀行がそこに協力をしたのかとか、その内容について現段階でJICAとしてはどのような判断をされているのかということについて、簡単で構わないんですが教えてください。

増田課長 ご質問ありがとうございます。今回のアフリカ開発銀行の協調融資の案件につきましては、アフリカ開発銀行の基準に基づいて、アフリカ開発銀行の支援を踏まえてESIA等を実施されています。基本的にそのガイドライン等の制度につきましては、世銀等ほかの国際金融機関に準ずるものというふうにお考えいただいで結構か

と思います。

作本副委員長 どうぞ。

田辺委員 すみません、9ページの事実確認ですが、被影響世帯数と書いてあって1,872人と書いてあるのですが、これは世帯数なのか人員数なのか、ちょっと、お願いします。

増田課長 冒頭で、すみません、ちょっと私ご説明申し上げるのを失念していたんですけれども、一部ちょっとお配りした画面で少し訂正が必要なところがあったものですから、画面上は訂正をさせていただいているんですけれども、人数になります。失礼いたしました。配付資料のほうをご訂正くださいますようによろしく願いいたします。人数です。

作本副委員長 では、人数ということで修正していただいて。

ほかにご意見ありますか。では、松本委員。

松本委員 簡単に、額としてどのぐらいになりそうなんですか、これ。

なぜ聞くかといいますと、カメルーンって余り円借款出していない国だと思うんですが、これ円借款という理解なんですけれど、どのぐらいの規模になるか教えてください。

増田課長 ご質問ありがとうございます。カメルーンにつきましてはアフリカ開銀との協調融資の実績、既にごさいますけれども、本件につきましては約50億ぐらいの供与を想定してごさいます。

作本副委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、まだご質問あるかもしれませんが、次に移らせていただくということで、ではこの件はこれで議論を終わりにします。ありがとうございます。

それでは、4番のほうに移ってしまってもよろしいですか。

では、事務局のほうでよろしく願います。

柿岡 それでは、スケジュール確認を進めさせていただきます。別紙1をご参照ください。

10月になりますけれども、こちら10月17日、10月20日、10月24日と、予定どおり案件の名称がごさいます。10月24日の要確認という案件も含めて、担当委員の方々、ご都合の悪い方いらっしゃいますでしょうか。まずは10月の3件について確認させていただきます。

松本委員 すみません、都合が悪いんじゃないかと、20日の日、私も入れておいてください。

柿岡 はい。では20日、松本委員追加で、承知しました。

ほか、それでは10月17日、20日、24日、3件で追加したいという委員の方おられますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、11月の委員会、確認させていただきます。こちらは11月10日、11月14日、11

月17日、11月21日、11月28日とございますが、都合の悪い方、もしくは追加したい方おられれば、よろしく願いいたします。

作本副委員長 生態系のこの月日は、これで最終的に固まったということでいいんですよね。28、生態系のこの……

柿岡 生態系の運用見直しのワーキンググループにつきましては、11月28日でお願いしたいと思います。

佐藤委員 ごめんなさい、11月の17日、海外出張入ってしまったので、キャンセルでお願いいたします。どこかは入りますので、よろしく願いいたします。

柿岡 はい。では11月17日佐藤委員キャンセルで、承知いたしました。

田辺委員 すみません、私も17日はキャンセルでお願いいたします。ちょっと21日入れるかどうかは、またご連絡します。

柿岡 はい。それでは11月17日、田辺委員もキャンセルということで、11月17日ご都合のよろしい方いらっしゃいますでしょうか。

柴田委員 はい。11月17日、出席できますのでお願いいたします。

柿岡 ありがとうございます。では柴田委員追加ということで、お願いいたします。ほか、いらっしゃいますでしょうか。

柳委員 21日、お願いいたします。

柿岡 ありがとうございます。では11月21日、柳委員追加でお願いいたします。

岡山委員 すみません、ちょっと先なんですけれども、12月の19日がちょっと都合が悪いので、もしよろしければ先ほどの11月17日のほうに入れさせていただきたいんですが。

柿岡 はい。では、11月17日岡山委員追加ということで、後ほど確認しますが、12月19日のほうはキャンセルということで、承知いたしました。

それでは、ほか、11月ご都合の悪い方、もしくは追加のご希望の方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

では12月、現時点でまだ先となりますけれども、12月、現時点で不都合がある方、岡山委員と同様に何かあればご連絡お願いいたします。

佐藤委員 すみません、12月12日、学内で仕事ありますので、ちょっとキャンセルをさせていただきます。そのかわりに12月22日入らせていただきます。よろしく願いいたします。

柿岡 はい。12月12日キャンセルで、12月22日佐藤委員追加ということで、ありがとうございます。

佐藤委員 はい。ありがとうございます。

柴田委員 すみません、柴田です。12月なんですけれども、19日がちょっと学内の用で出席ができないのですけれども、その次の22日のほうに出席させていただければと思います。

柿岡 はい。それでは12月19日柴田委員不都合ということで、12月22日に移動ということで、よろしく願います。

ほか、よろしいでしょうか。

柳委員 22日がちょっと都合が悪いので、19日に変更していただければと思います。

柿岡 ありがとうございます。では12月22日キャンセル、12月19日に柳委員追加ということで、願います。

ほか、なければ、スケジュール確認は以上にて終わらせていただきます。また変更があればよろしく願います。ありがとうございました。

作本副委員長 それでは、日程のほうはそういうことで、よろしく願います。

どうでしょうか、3時25分なんですが、小休止入れますか。あるいは、じゃあフィリピンのもう1件進めさせていただいて、それから小休止ということに。

では、4番目のところにありますフィリピン、ミンダナオ島南部地域回廊補修事業、こちらのほうをご説明いただきます。ドラフトファイナルですね。

柿岡 すみません、議事次第の4番目が完了ということで、5番目、ワーキンググループ会合報告及び助言文書確定を進めていただければと思います。

作本副委員長 そうですか、わかりました。失礼いたしました。それでは、助言文書の確定ということで、今日は4件ありますので、上のほうから一つずついきますが、それではよろしく願います。最初にナイジェリアですね。

原嶋委員 それでは、お手元の資料のナイジェリア国の送電線網強化事業のワーキンググループの助言案のご報告をさせていただきます。

ワーキンググループは9月1日に開催をされまして、お手元の資料のとりの委員が参加をいたしました。

本事業の中心は200キロというかなり長い距離の送電線網、送電線の建設でございます。それに伴ってかなりの被影響住民が出るのではないかとということが一番懸念をされているところでございまして、今回のワーキンググループで参加された委員皆さん共通して、やや懸念をもったところが、実は送電線網の線形を決めるというところの作業が全体として遅れておりまして、ワーキンググループの会議当日に提出された資料が率直に言って必ずしも十分ではなかったということで、その点で追加資料などをその後提供していただいておりますけれども、送電線の線形の代替案検討について全体としてやや問題があったということでございます。

そういったことを踏まえて、全体の助言案の構成についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、全体の事項としましては、先方の事業主体のキャパシティーの問題、あるいは計画の実行に必要な条件の確認、あるいは実は電力開発そのもののマスタープランが現状存在していないということでございますので、本事業の位置づけを改めて、そ

の必要性とともに確認をするということ。あと、これらを行う全体のモニタリング体制についての確認をお願いしたいという助言でございます。

あと、非常に200キロという長い送電線の事業でございますので、一部の委員からは本来であればアセスといいますが、事業そのものを区分して段階的に行う必要があるのではないかという問題提起がございました。ただ、現状ではその一体として進んでおりますので、ただ、非常に広域、長距離であるということで、EIAの作成に当たってはその各地域ごとの特性を十分考慮して地域ごとに精査をしていくということを実態の中ではお願いするように、助言に加えさせていただいております。

問題となりましたのが6番以降の代替案の検討でございます。先ほど申し上げたとおり特に、幾つか代替案というのはあるんですけれども、まず、その事業を行う場合と行わない場合の検討、これは十分それなりにされているわけですが、じゃあ送電線を設置する場合にどういう線形によるかによって、かなり被影響住民の数が変わってくるということが非常に大きな問題でございます。しかも当日はちょっと資料が不十分だったということもありますので、少なくとも送電線の線形についての代替案と代替案ごとの環境社会影響の概要については、スコーピングの最終案ではきちっと明記をするということと、さらに加えて次の段階ではDFRがございますので、実際にはそのDFRの段階で、この助言委員会としては送電線の線形の代替案についての詳しい検討を行っていただかざるを得ないといいますが、そこに委ねることになるかと思っておりますけれども、そこまでには各線形の代替案に伴う環境影響、環境社会影響、あるいはそれを、中でどれを選んだかというその決定のプロセスについてきちっと明記するよう、6番、7番であわせてお願いしてございます。

あと、代替案の検討に当たっては、洪水などの災害の被害、あるいは自然環境への配慮ということもお願いしたいということで、8番、9番が盛り込まれています。

めぐりまして3ページ目がスコーピング・マトリックスにかかわる幾つかの問題点でございます。詳細についてはまたお読みいただくということで、項目としましては上からジェンダー、遺跡・文化財、水利権等についての項目についての見直し。あるいは、電力供給が増えますと地域の開発が広がるとか、あるいは送電線の建設に伴って維持管理道路や取りつけ道路の建設などが考えられますので、そういった二次的あるいは波及的あるいは一体的な事業をきちっと含めて評価するということが11番、12番です。

13番以降、動植物、景観、災害、地形・地質、地下水・水文、温暖化、大気汚染、電波障害のそれぞれの項目について幾つかの問題点を踏まえて助言を盛り込ませていただいております。

めぐりまして4ページ目になりますけれども、環境配慮に当たっては渡り鳥ルートへの配慮、あるいは現地のNGOあるいは研究機関との協力の必要性、あるいは先ほど、本来EIAは分けて行うべきではないかというお話もありましたし、時間的にも調査期間

などを十分考慮して実施するよという注文が23番目でございます、全体として動植物への影響の評価について慎重な評価をお願いしているところであります。

25番以降が社会配慮ということで、当初の見込みとしては1万世帯が被影響者である、これは非常に大きな数字ですけれど、実は先行している送電線の事業が50キロか60キロぐらいのものがあるそうで、そこでの数字をほぼ比例して当てた、かなり大づかみな数字ですけれども、実際に全てがそうなるわけでもないし、全てが移転を余儀なくされるわけではございませんけれども、かなり大規模な被影響世帯の数が予定されますので、繰り返しになりますけれども、送電線の点検に関する代替案ごとの被影響世帯をDFRの段階までには特定してしっかりと記述すると、助言委員会としてはそこできちっとした審議をお願いするということになるかと思えます。

あと、土地の権利を持たない住民に対する配慮、あるいはジェンダー、あるいは子供の権利に対する配慮などについての助言も26、27で入っております。

非常に広域にわたる事業ですので、ステークホルダーミーティングも地区ごとに行っていたら、その参加者等の属性などについてもきちっとDFRの段階で明記するようお願いしておりますので、これが28、29番で、全体として29項目にまとめさせていただいております。

以上です。

作本副委員長 ありがとうございます。それでは、皆さん方からご意見、コメント、よろしくをお願いします。

すみません、作本のほうからちょっと質問させてください。この線形というイメージがちょっとよくわからないんですけど、形を変えることによって例えば移転対象のこの数、1万世帯という膨大な数ですよ。これが影響を受けるという、例えばそのあたり、ちょっと具体的に説明していただけるとありがたいんですが。

木村課長 ナイジェリアを含めたアフリカ9カ国を担当しております木村でございます。ご質問ありがとうございます。線形というのは、一言で言うとルートです。送電線のルートとして、約200キロというお話がありましたけれども、最長で新設のものが220キロ想定されておりますので、それらをどこからどう繋ぐかによって、もともと人が住んでいるエリアを通るのか、それとも人が住んでいないところを通るのか、その違いが生じてくるということで、その線形による違いというのはルートによる対象住民の違いということになります。

作本副委員長 ありがとうございます。それにしても1万世帯というのは、この、多く見積もって1万世帯ですから、かなりの数ですよ。すみません、余りに漠とした質問なのですが。

木村課長 先ほど原嶋委員からご紹介いただきました類似の案件からの類推というのを、今は引っ張ってきた数字の根拠としておりますが、実際は線形を確定させるに当たりましては、これはワーキンググループの中でも議論ありました。できるだけ

影響を最小化する方向でのルートを選定していく、これを基本原則としております。

作本副委員長 ありがとうございます。ほかの方、いかがですか。よろしいでしょうか。ほかにご意見等ありませんか。あるいは文言の点で、言葉遣い、そういうようなことで、ありませんか。

何か原嶋主査さんのほうから追加するようなこともありませんか。

原嶋委員 1点だけ。ちょっと確認ですけど、先ほど被影響世帯というのを移転するかのよう、ちょっと言葉が誤解されたかもしれませんけれど、これは必ずしも、被影響世帯は影響を受けるだけで、実際に移転するのはその中の一部という理解でよろしいわけですね。

木村課長 そのとおりです。

作本副委員長 今のところは文言を特に直さなくても大丈夫ですね。

原嶋委員 はい。

作本副委員長 ありがとうございます。ほかに特になければ……柳委員、お願いします。

柳委員 送電線の線下補償なのですけれども、それは適正に土地を所有している者についての記述は特にここではないのですけれども、それは十分な配慮はなされると理解してよろしいのでしょうか。

木村課長 助言の26番に、土地取得について、「土地の権利を持たず、居住していないが、店舗や農耕を営んでいる住民」に対する補償に関する現地の法令を確認しDFRに記述することというのがありますけれども、今のご質問も含めて、現地の法令、それからガイドラインとの関係の整合性、そうしたものをDFRの中で詳細に書き記すということを今、準備しております。

作本副委員長 通常、土地取得といいますと土地を補償する、土地をなくすとか、そういうふうなことに権利、無権利者含む。そうでなくて、電波障害についても、今質問にありましたように、この意味に入っているわけですね。電波障害だけを受けるかもという人たちも。

木村課長 すみません、ご質問の後段をもう一度お願いします。

作本副委員長 通常土地取得というと土地を、有権者だろうと無権者だろうと土地から立ち退いてもらう場合に補償するというのが一般的な考え方ですけれども、今のお話によれば電波障害のある可能性がある場合も、この言葉で読み取れるというふうに理解してよろしいですか。

木村課長 その被影響も含めて、現地制度を詳細に確認した上で対応案をDFRに記載すると、そういうことで今、調査を進めております。

作本副委員長 柳委員、よろしいですか。

柳委員 その関連で言えば、26の助言には、土地取得について「土地所有者のみならず」というのを入れたほうが僕はよろしいかと思えますけれど。要は、土地を持つ

ている人以外の話しか書いていないので、土地を持っている人についても、それは適正に補償されるということは、まあ当然なので、その点については特に触れていないので、先ほどのお答えですと両方見てDFRにお書きになるということですから、それだったら助言案に最初から、土地所有者のみならず、括弧書きで、土地の権利を持たず云々というふうに書かれたほうがよろしいのではないかという提案です。

柿岡 すみません、助言案は助言委員のほうで……

原嶋委員 今回の点は、実は土地所有者については、かなりきっちりと情報があつたものですから、今回のその我々が拝見した中で、その土地の権利を持たないところが全体として情報が不足していたので、あえてこういう書き方をさせていただいておりますので、今、柳委員がおっしゃったところは自明のというか、当然と言えば当然ですけれど、加えることもやぶさかではないですし、我々のワーキンググループの判断としては、その点についてはその報告書というか今回いただいた情報の中で一定程度の情報というか確認はしていただいたので、必要ないと言えば必要ないですし、そのあたりは全体会合のご判断に委ねますけれども、あっても差し支えはないと思いますし、なくても特に今回は漏れているというふうには私どもは考えてはいないということですね。

作本副委員長 この文言、私も26番、土地取得についてということで前段でもうコンマ打っちゃっていますから、取得の部分なしに強調されているという意味では、柳委員のが、必ずしも第三者が読んだときに十分反映されるかどうか、ちょっと私も疑問になるんですが、いかがでしょうかね。

原嶋委員 私はどちらでも……入れさせていただくということでよろしいですか。では、それは挿入させていただくということで、改訂させて……

確認ですけれども、26番で、土地取得について、土地の、土地所有者、土地の権利者……土地の所有者でよろしいですかね。実はナイジェリアの国はちょっと権利の関係が若干仕組みが違うので、「所有者」という言葉が適切かどうかはちょっと必ずしも定かではないんですけれども、土地の権利を持った者だけに限らずとか、そういう趣旨でよろしいでしょうか。

作本副委員長 土地権という言葉をよく使いますね、所有とか使用とかわからないときには、土地権の有無にかかわらずというような形で。土地の権利とかで。

柳委員 日本ではよく権原と言っているのですけれどね。土地に関する権利を、土地の権原を持っていると。

原嶋委員 じゃあ、確認ですけれど、土地取得について、土地の権限、権原ですね、権利の権に原の権原……土地の権原を持つものだけに限らずとか、のみならずということですね。

作本副委員長 あとは、また最終的には文章、確定して。

ほかにご質問ありますか。

岡山委員、どうぞ。

岡山委員 すみません、もしかして聞き逃しているのかもしれないので教えていただきたいのですが、25番を見ていて、おやと思ったのが、1万世帯が移転するということは、基本的にこのナイジェリア国では高圧線の下には人家を置かないということになっているのでしょうか。

木村課長 ナイジェリアにおいても、下には置かないということになっております。

作本副委員長 ほかの方、おられますか。

それでは、先ほどの文言だけ修正していただいて、メールのやりとりで確定していただくという、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、これで一応1番目終わりということで、どうしましょう、ここでちょっと小休止入れましょうか。

柿岡 すみません、時間でいうとまだ開始から1時間少々ですので、もしよろしければ先へ進めていただければと思うんですけども。

作本副委員長 進めていいですか。そうか、ガイドラインのがありますね。

それでは、2番目のケニアの第2次オルカリア、こちらのほうに進みたいと思います。よろしくご説明をお願いします。

佐藤委員 二つ目の案件です。ケニア国第2次オルカリア地熱発電事業（協力準備調査（有償））です。スコーピング案に関する助言案について検討させていただきました。私、主査をやらせていただきながら、ワーキンググループ委員としては作本委員、清水谷委員、田中委員、そして村山委員によるものです。

適用ガイドラインとしては、2010年の環境社会配慮ガイドラインに基づいております。

まず初めに、この質問・コメントに関しましては67のコメントが出されまして、お手元の資料のとおり28の質問・コメントに整理がされている状況でございます。まず、このケニアの発電事業に関しましての論点を申し上げてから、内容に入りたいと思います。

まず、これは地熱発電にかかわる事業であるということ、そしてオルカリア の発電所をつくるということと、蒸気システム、送電線の建設、そして坑井の掘削に関しましては、ケニアの発電公社がかかわりながら不可分一体の事業としてやっていくという、そういうような取り組みでございます。

特徴としてはヘルズゲートという国立公園の近い場所にあるという地熱地帯の一部でございますので、国立公園に近いということ。また、隣接にオルカリア という事業がもう完了しておりまして、用地取得、住民移転はもう実施済みであるということです。アクセス道路は新設する必要がないということ。その一方で、住民移転の後の追跡調査に関しては今後必要であろうというようなことが初めから言われております。

そして、この発電事業に関しましては、硫化水素の恒常的な排出・拡散というのが、

濃度は低いわけですがけれども継続的に排出・拡散されるということがあり得るということが前提としてあります。また、マサイ族であったり、貧困層の生活生計へ影響を及ぼすのではないかという、そういう状況の中で今回議論をしてきました。

裏面をお願いします。全体事項に関しましては、まずオルカリア のプロジェクト区域を設定している意図や理由について、妥当性についてDFRで明記することということ。2点目に関しましては、関連する構造・施設・機能・規模といったような関連の設備の概要について明記することというのが2点目にあります。先ほど申し上げたアクセス道路の新設はないということですので、それをDFRに明記をしていくということ。既存のアクセス道路を使用するということを書くということも、ここで3点目として挙げております。4点目、送電線の環境社会配慮影響についても調査の対象とすること。対象事業ですので、そう書かせていただきました。5番、坑井掘削、生産井そして還元井に関しましては、先ほど申しましたとおりケニアの発電公社がこれを実施することになっているわけですがけれども、不可分一体の事業としてこの環境社会配慮の確認を行うことという言葉を入れさせていただきました。

以上の5点が全体の事項でございます。

2点目、代替案の検討に関しましては、代替案の設定に至る根拠について明記することという6番目の指摘。そして7番目として発電方式、8番目としての送電線の代替案、この二つに関しましても環境社会配慮の視点から提示をしていくということが、ここに書いております。

スコーピングに入ります。スコーピングの段階では、「地球温暖化・気候変動」の項で、他の汽力発電との比較をする場合はその根拠を示した上で、スコーピングの評価について再検討をすること。10番、事故に関しては硫化水素の漏えいが想定されるため、最大限の事故を想定し、操業時のスコーピング評価をB-とし、対応策を検討すること。11、12、13に関しましては、水質、土壤汚染、土壤浸食、そして14番目が景観に関するスコーピング・マトリックスに関する指摘事項でございます。水質に関するものに関しましては、生活排水に伴う環境に及ぼす影響。12番に関しましては、硫化水素が排出・拡散するときの影響。13番目は土壤浸食、操業時に想定される影響というものも考えてほしいと。14点目として、今回は送電線そして関係施設が設置されるということですので、景観についても評価をしていただきたいというのが14点目でございます。

環境配慮に移ります。管理用道路等の小規模な道路についても、調査対象に含めること。16番目に関しましては、動植物、生態系についての指摘事項でございます。H₂S、硫化水素の排出・拡散の影響の有無や程度。2点目としては光害や騒音の生態系への影響の有無や程度。3点目として、送電線の敷設による動物の移動、生態系への影響の有無や程度というようなことが挙げられました。17番目としての廃棄物の、とりわけ建設残土の対策についての配慮の視点。18番目、このような硫化水素濃度の比較

を行いながら、必要に応じて有害ガスの除去装置の導入を検討することということが指摘として挙げられております。

社会配慮に入ります。19番目、インフラ等の条件について、DFRに明記することと。移転が終わっているというわけなんですけれども、その条件について十分に書かれていないということです。移転先のインフラの条件について書くこと。20番目、土地の無権利者等に関する補償措置について明記することと。21番目に関しましては、貧困層の有無についてのものです。存在した場合にはその支援内容についても明記することというのが挙げられております。22番目、移転はもう終わっているわけなんですけれども、その移転後に想定される生活状況についての調査というものを実施していただきたいというのが22点目として挙げられました。苦情処理システムの確認と必要な措置。24点目としての、12年未満の居住者への補償対策。25番目の地熱利用の状況を確認しながら必要な措置を検討する。この地熱利用というのは、その地域住民に対してその地熱のものが、例えば温泉みたいな形で公共サービスで使えるような場を検討していただきたいとか、いろんな多分、案はあるわけなんですけれども、地域住民にとっても何か裨益できるような措置というものも重要なのかなと思って書かせていただきました。

裏面に入りたいと思います。ステークホルダー協議・情報公開。属性の明記と、あとはステークホルダーだけではなくて個別協議でもいろんな指摘があるようですので、それについての明記をここで書いております。27番、RAP等の関連文書の公開状況についての確認をして、必要な措置を講ずること。

そして最後です、SEAに関する取り扱いやアセス・フローチャートに公衆参加の手続をしっかりと明記をしながらDFRに残していくという、そんな案件が出ました。

以上です。

作本副委員長 ありがとうございます。それでは、意見、コメント、よろしくお願ひします。

柴田委員 すみません、ちょっとワーキンググループ出られなかったのだけれど、事業についてちょっと教えていただきたいんですけど、生産井・還元井の坑井掘削は、向こうの発電会社が実施するということだったんですけども、こういった坑井の掘削の計画ですとか、ちょっと気にしているのは、地熱発電の場合一回掘って終わりじゃなくて、多分何年後かにまた掘ってというような補充井の掘削というのがあると思うんですけども、そういったものの計画というのは既にわかっているんでしょうか。

作本副委員長 今のは、どちらの側に質問ですか。

柴田委員 いや、ワーキンググループでは、その点は議論されましたでしょうか。

何か、全体事項のところ、その掘削について「不可分一体の事業として」というふうに書いてあるんですけども、何かその地熱資源への、資源への負荷というふう

に考えると、その最初の掘削だけではなくて、むしろその3年に1本ずつ掘り続ける補充井の掘削というのが資源に実質的には影響を与えていくので、だから、そういったものを本当はそのモニタリング計画の中で見ていくことが必要なのかなというふうに考えているんですが。

木村課長 こちらからお答えしてよろしいですか。今現在、この開発計画は進行中ですが、向こう数十年にも亘るほどのものは検討されておりません。まず140メガワットの出力を十分に確保するための本数は幾らでということは今、計画されております。補充井のものが今後生じ得るということは、当然ながら技術的な検討の中でなされております。

柴田委員 ありがとうございます。そういった場合に、今、助言の全体事項で、生産井と還元井だけこういうふうに並んでいるんですけども、何か補充井に関してもモニタリングの対象とするというようなことは、その助言の中に織り込むというのは、ちょっと必要性があるような考えを持ったんですが、いかがでしょうか。

佐藤委員 ありがとうございます。補充井についても、そのモニタリング計画の中に取り組んでいくことということですね。ちょっと時間軸の検討が必要かとは思いますが、一度ちょっと委員のほうに、今日委員の方々が多くいらっしやらないので、持ち帰らせていただければなと思います。ありがとうございます。

作本副委員長 ほかにご意見ありますでしょうか。

松本委員、どうぞ。

松本委員 概要説明のときに、私の理解でいくと、このオルカリア 以前の事業で、この事業の被影響住民が既に移転等行われた可能性について示唆されたような記憶があったんですが、それがちょっと気になっていたもので、これについてはワーキンググループの中でもし何かご説明があったのかどうかについて、教えていただけますか。

佐藤委員 説明がございました。もう既にこの用地取得、そして住民移転に関しては実施済みということであるわけですが、その移転後の追跡調査については重要であろうということで、委員の中で共有をし、それを一つこの中にも入れている状況でございます。

あとは、そのかかわる人たちが、マサイの生計であったり、あと貧困層に関しても調査はなされているわけですが、継続的に貧困層に関しましても調査を行いながら、その貧困層の存在した場合にはその支援内容について検討するという、そういうコメントを22番、21番に記入させていただいております。

松本委員 そうすると、確認させていただきたいんですが、この社会配慮のところは実は既に移転してしまった人たちの現状調査という意味合いのものと、これはスコーピング段階ですので、今後移転する人というのがまざっているのか、それとも、もう全て移転済みの人たちについての後追い調査なのか、そこについて教えてもらえますか。

佐藤委員 ありがとうございます。この実は、オルカリアの というところと というところは非常に近いという場所で、この場所が非常に明確になっているのが特徴でございます。私どもの理解の段階では、もう実際に移転が終わった後の、もう確認ができていますので、その人たちに対するその後の調査というものをしていく必要があるだろうと、そういう理解です。よろしいですね。

木村課長 ありがとうございます。1点補足申し上げますと、今、佐藤委員がおっしゃったとおりで既に移転済みではありますが、最初の概要説明の際にもご意見ありました、過去に移転した方々がガイドラインに求められている手続きに則って移転したかどうか、その点についても本調査の中で確認しております。その点申し添えます。

松本委員 わかりました。ありがとうございます。

作本副委員長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、先ほどの点をメール審議で文章を確定していただくということで、それでよろしいですね、こちらの全体会議は。

そういうことで、では、2番まで終わりました。じゃあ、ガイドラインの運用面の見直しでまた時間とられるかと思しますので、ちょっと次へ移らせていただきます。

ネパール国のスルヤピナヤックですか、こちらのほうの道路改修事業、こちらのほうをよろしく願います。助言案。

二宮委員 では、ネパール国スルヤピナヤック-ドゥリケル道路改修計画のスコーピング案に対する助言案を検討いたしました。9月19日に、石田委員、岡山委員、田辺委員と私、二宮で検討いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本案件はネパール国のご存じのとおり非常に山岳地帯の国家でありまして、道路交通網というのは非常に国内インフラとしての重要性が高いと。それでJICAだけではなくてADBや世銀もさまざまな形で道路整備に入っていて、順次終わったところがあれば計画されているところがあるというような状況であります。その中のカトマンズを中心に東西といいますか南東と北西方向に国土を横断するように整備されている道路の一部がこのスルヤピナヤック-ドゥリケル道路で、この道路が既に存在している道路でありまして、この機能を強化するというで拡幅をして2車線を4車線にしていくというのが、この計画であります。

全部で23の助言に整理をいたしました。全体事項から順次ご説明申し上げますが、一つ一つの読み上げはしませんけれど、1番の全体事項のところに概ね問題点の大きいところが整理されていまして、特に1番のところで石田委員が大きな論点を整理していただいていますので、ここだけちょっと読ませていただきます。委員会に提出された事前資料では、ネパール国の道路密度は南アジア地域において最低レベルであり、未舗装路が全体の5割を占めており、交通事情の改善を図るためにカトマンズ盆地から南部タライを経てインドにつながる幹線道路の拡張が急務であるという道路網拡充の必要性が述べられているが、事業実施の妥当性の観点から以下のことを合わせて記載す

ることと。(a)が「ネ」国の国家開発計画(第13次計画アプローチペーパー2013-2016)。「ネ」国の厳しい自然条件に対し効果的かつ適切な技術を用いて災害に強い道路を敷設し得るということ。それから(c)が、供用後は「ネ」国で維持管理が十分に可能であるということ、ですね。

この具体的な交通網整備の上位計画がございませんで、直接の計画はこの13次計画アプローチペーパーだという記述はあったのですが、この中で交通網についてどういうふうな位置づけがされているかということが不明瞭でありましたので、ここが非常に一番わかりにくいところでありまして、ほかの委員にとっても懸念であったと。これについて記載してくださいということと、それから自然条件が厳しいので、急峻な地形ですので、道路整備するのに特別な技術も要るでしょうし、維持管理にも特別な配慮が必要でしょうから、そういうことについて配慮してくださいと、これが非常に大きなところの懸念であり、一番最初に掲げております。

2番と3番も関連することですけれども、2番はそれに関連して過去数年間の交通量の変化等のデータをきちっと精査してくださいということ。それから3番は、交通計画がちょっと曖昧ですので、交通、ただ地形上、道路が中心になって、なかなかそれ以外のところが公共交通機関の整備がしづらいということもありますので、そこを渋滞に伴う大気汚染などについての対策もきちっと位置づけてくださいということです。

それから、代替案の検討につきましては、4番から6番は田辺委員からのご助言ですけれども、これも数値がいただいた資料の中に十分ございませんでしたので、例えば移転対象になっている家屋について、サンガ地域と、もう一つの地域の名前が今把握していませんけれども、二つの地域の比較がされていたのですが、その中でサンガ地域に絞り込むプロセスの中で、対象の家屋数などが数を示して比較されていないというようなことがあったり、あとは5番はそれに関連して、家屋数は必ず量を示して比較をしてくださいというようなお願いがあったり、それから6番については伐採の面積や掘削の量についても数値を示してほしいというようなことであります。

それから、7番については建設費について、トンネル建設が必要だとされている代替案もありますので、その費用について明示すると、これも非常に資料の中では曖昧な状態だったということでもあります。

それから、スコーピング・マトリックスについては三つです。一つは大気汚染について、これは交通量の増加という懸念に対してのことです。それから土砂流出、これはめくって次のページですけれども、地形の関係上、土砂が近隣河川に流れ込んで水質を汚しているというような事実もあるということでしたので、そういう状況についての調査。それから10番は、騒音についての調査も街ごとに行ってくださいというお願いです。

環境配慮については、ESMF、環境社会マネジメントフレームワークという仕組みがあって、これが世銀のセーフガードポリシーと現地国の法令のギャップを埋めるよ

うな役割を示しているというようなことでした。特に移転について、このESMFが重要な役割を果たしているという、そういうご説明でしたので、環境面についてはどういう役割を果たしているのかということも書いてくださいということで、これは環境配慮のところに入れております。それから、12番は廃棄物について、処理方法だけではなくて、国の処理方法や周囲の処分場等の確認をしてくださいということ。

それから、社会配慮のほうは、それぞれ細かい項目ごとに具体的に記述が不十分だったところについて主に示されていますが、13から15は、これは計画道路の沿道に、これセットバックされますので、既にそこで生活をされておられる方に移転をしていただかないといけないということなんです。既にセットバックが行われた家屋数や、及びその影響の把握というのを可能な限りしてくださいということです。実は既にもうセットバックで移転された方というのもおられるわけですが、田辺委員の強いご懸念は、補償の支払いについて裁判が起きているような事実もあるようなことがあるので、既にこの事業の別のところで行われたセットバックについて、この事業の中での対応というのはなかなか難しいんですけども、そういう状況もあわせて調べた上で、適切な対応が必要であればそれは申し入れてくださいというようなことです。

15番も似たようなことですが、土地が使用できなかったにもかかわらず土地課税が課されているというような、これはセットバックにおいて起きてきている問題があるようですので、それについてもあわせて先方政府に適切な対応を申し入れてくださいということでもあります。

16については文化財、これはご神木のようなものが撤去の対象になるかもしれないということなので、そういう非常に精神的な支柱にもなるようなものですので、丁寧にやってくださいということ。それからシルキーオークというきれいなオークの並木があると、これは当然道路を拡張しますのでとらないといけないということなんです。これも景観上の観点からも慎重にやってくださいということ。

それから、18は子供の権利、現状まだよくわかっていないということなので調べてください。19番は、屋台の商売人や農地の喪失や農業労働者、住民以外では主な対象者になるであろうという人たちの生計手段について考慮してください。20、21は交通弱者に対する影響あるいは配慮というものをしてくださいということです。

ステークホルダー協議については、先ほどのセットバックが既に行われた対象の方についても、必要に応じて適切に参加ができるような状況を確認してもらいたいということ。それから生計手段喪失の可能性のある人も含めるようにという、そういう助言でまとめております。

以上でございます。

作本副委員長 ありがとうございます。それでは、ご意見や質問あれば、どうぞ。

原嶋委員 一つだけ、言葉の意味の確認をしたいんですけど、「セットバック」

と「用地取得」というのをどういうふうに使分けたいらっしゃるか。国によってルールは違うと思うんですけども、ちょっとこのあたりを明確にしていただけませんか。

二宮委員 もし補足があったら、また後で田辺委員に補足していただければと思いますが、私の理解では、「セットバック」はいわゆる現象といいますか、後ろに下げるといふ現象として捉えていて、「用地取得」は用地を取得するというその行為といいますか、そういう理解で使っていると思いますが、実はその使い分けについては厳密にその場では議論したわけではございませんで、今のは私の理解ですけども。

作本副委員長 松本委員、このセットバックは……

松本委員 いえいえ、違います。もちろんその国ごとに違うと。

ここで裁判になっている以上は、多分自分の土地が後ろにあるから後ろに下がりなさいと、結果的に前にあったところは失われるということなんじゃないんでしょうか。私の理解では、「セットバック」というのは後ろに自分の土地がまだある場合、下がれますので、下がると。でも現実的にはROWで前のほうとられちゃいますから、土地そのものは失うんだけど、これに対しては補償がされないという制度というふうに理解しているんですが、そんなことはないんですか。

篠田 審査部の篠田です。本来、業務主管部の方がお答えになられる部分で、私は当日司会をしていたもので、それで知っている限りの情報で情報共有なんですけれども、既存道路が今あるんですが、この既にセットバックが行われたというのは、どうも40年ほど前にその道路ができ上がるときにセットバックがなされたようです。当時かちょっと正確にはわからないんですが、ROWの設定が25ヤードで行われたらしいんですね。その後、何年か経って、何十年だと思うんですが、25メートルにROWが変わったと。これはネパールの国の法制度でそのように変わったと。そうすると、何メートルかそのギャップが出て、そのギャップの人たちが、私たちは正規な住民のはずなのに補償はされるのか、されないのかといったところで係争が起こったというふうに聞いております。ここについては既に裁判結果が出ておりまして、適切に対応するようということのようでございます。

本事業は、私の知っている限りなんですけれども、ROWとしては25メートルになるんですけども、25ヤードから外側にいる人は正規住民としてしっかり取り扱って、しっかりとした補償を行うという補償方針を持っておるといふことのようにです。

作本副委員長 ありがとうございます。25ヤードと25メートルって相当差が。ごめんなさい、余計なことを言って。

篠田 多分そうだと思います。数メートルの差があったと。7メートルでしたか、ちょっとすみません、詳細についてはそこの計算を忘れてしまいましたが、何メートルかギャップがあったというふうに記憶してございます。

作本副委員長 ありがとうございます。いかがでしょう、この文言については、

このままでよろしいですか。何か修正する必要が生じますか。13番からの項目ですが、よろしいですかね。

では、ワーキンググループのほうで、また相談していただくということで。

ほかの箇所で何かありますでしょうか。あるいは、ほかの点で。

どうぞ、松行さん。

松行委員 すみません、非常に細かいところなんですけれど、1の(a)の「ネ」国の国家開発計画というのが単語でとまっております、これだけを見ると何を言っているのかちょっとよくわからないので、今、二宮委員が口頭でご説明いただいたようなことを追加していただけると、もう少しよくわかるようになるかと思うんですが、いかがでしょうか。

二宮委員 先ほど口頭では申し上げましたけれど、計画の概要、あるいはそれに位置づけられている道路交通整備に関する部分と申しますか、そういう趣旨だと理解しておりますので、石田委員に確認をいたしまして、もしほかの委員がよろしければもう少し言葉を補足するというようなことをしたいと思えます。

作本副委員長 上位計画がなかったと、このペーパーはあるけれどもというご説明を聞いてちょっとびっくりしたんですけれども、そのあたり補強していただけるとありがたいですね。この文章だけからは、ちょっとそこまで理解しがたいかなという気がしますけれども。じゃあ、またワーキンググループのほうで。

それで、これはどうですか、再度こちらの全体会議にかけなくてよろしいですか。では、文言をワーキンググループの中で確認していただくという形で、よろしく願いいたします。

それではちょっと、本当に申しわけないんですが、次のインドまで含めて、まずここで続けさせていただきます。

それでは、よろしく願います。インド国レンガリ灌漑事業ですね。

鋤柄委員 それではご報告申し上げます。本件についてのワーキングは9月29日に、長谷川委員、早瀬委員、日比委員、そして私の4名で、いろいろ相談をいたしました。

本件は、インドのベンガル湾側というんでしょうか、こちらのオディシャ州に灌漑用の水路を建設するという事業です。幹線水路が41キロメートルで、灌漑される農地の面積が7万3,000ヘクタールというものです。

これはフェーズ2となっておりますけれども、フェーズ1につきましては既に円借款で事業を実施してしまして、来年完成予定というふうに承っております。

裏側に助言が全部で12項目ございます。申し遅れました、これらについては環境レビューについての助言ということで、相談をしております。

まずスコーピング・マトリックス、環境レビューの場合、スコーピング・マトリックスと言うのかどうか、ちょっと私自身はちゃんとわかっていないんですけれども、まず1番目、EIAとRAPで非自発的住民移転の戸数が違っておりますので、これにつ

いては直してくださいというのが1番目です。

2番目、これは事業に伴って堤防の上に道路がつくられると、これについての影響が余りちゃんと予測されていませんでしたので、これについてはちゃんとやってくださいという助言です。

3番から10番が環境配慮です。まず、この地域、ゾウの生息地に一部かかっているということがございまして、そのゾウが住民に対して農地を荒らしてしまったり、集落周辺に出てきて大変危険だというようなこともありますので、保護と、その住民とのコンフリクトを減らすような手だてが考えられています。3番は、その中の電気柵について、ちゃんと効果が出るようによく考えていただきたいというのが3番です。4番目は、ゾウに対する影響を緩和するために、モニタリング等を実施していただきたいという内容です。

5番は、これはちょっと内容が異なりまして、灌漑によって使える農地が増えるわけですが、そこにおいての農薬・肥料等についての使用方法、これについてきちんと後追い調査をしていただきたいという中身です。

6番目、この事業自体は州の水資源局が実施されるわけですが、そこでの影響緩和に関しまして、野生生物管理計画等々につきましては森林局のほうを担当されるということなので、こちらの進捗等についても確認していただきたいということです。

7番目が温室効果ガスにつきまして、これまでにわかっている内容については確認事項に書いていただきたいということです。

8番目、この事業に関連しまして、ある程度の森林伐採が行われます。そこで、その代替として同面積の植林を行うことになっているんですけれども、その表現が、樹林は保全されるというふうに書いてございましたので、それはそのままの保全ではないので、生息環境への影響が緩和されるという表現に変えていただきたいというのが8番です。9番につきましては、そうした植林の際に外来種が入ってしまうとか、そういうことのないように、その点は確認していただきたいというのが9番です。

10番目、農業残渣、もみ殻ですとかといったようなものを野焼きしてしまったり、そういうことがないように適切に処理されるように確認していただきたいと、そこまでが環境配慮です。

11番目が、社会配慮として、全体に農業生産が上がってくるわけですが、それによってかえって貧富の差が大きくなってしまおう等ということがないように考えていただきたいというのが、社会配慮についての助言です。

12番目、ステークホルダーについて。これは環境レビュー方針には余りきちんと書いていなかったんですけれども、実際には相当きめ細かく対応されているということです。これについては確認済みのところに明記してくださいという内容です。

以上でございます。

作本副委員長 どうもありがとうございます。それでは、いかがでしょう。ご意見、

コメント等があれば。

原嶋委員 二つありまして、一つは7番の温室効果ガスですけど、この事業、工事なんかで間接的には当然あるんでしょうけれども、直接的には、灌漑事業ですけども、その主要な排出源って何を考えていらっしゃるか、これが1点と。

2点目は、9番なんですけれども、ご説明はもう十分よくわかって、ただ文章としてはちょっと簡潔し過ぎて、多分初見の方がちょっとわかりにくくなってしまうので、外来種などが導入されないような適性を配慮するとか、そういったちょっと説明を加えていただいたほうが多分、初見の方はわかりやすいのではないかという点。2点、質問とコメントです。

鋤柄委員 ありがとうございます。確かに、この7番で言っています温室効果ガスにつきましても、原嶋先生がおっしゃるように、その工事のときに出る部分と、あとはそのほとんどが、ここの対象のという水田起源だそうです。私もちゃんとわかっていないのですが、水を張ることによって還元的な環境になってメタンが発生しやすくなるんだというお話があります。その部分については、水管理等を適切にやることで最小化できるということです。ですから、その二つの内容を含んでいるということになります。

9番の部分につきましては、確かにそのとおりですので、ちょっと日比委員今日はいらしていないんですけども、ちょっと調整して、そこはわかりやすくといいますが、誤解のないような表現を相談したいと思います。ありがとうございました。

作本副委員長 それでは、私も7番と今の9番ですか、これ両方とも文言を追加していただくということで、よろしいですか。

これについては今の水田、灌漑用水ですか、そういうのを持つとメタン等が増えるという、私も今初めて勉強させていただきました。ありがとうございます。

もう一つのほうは、外来種などというようなことでわかりやすく文章を。

ほかにご意見ありますでしょうか、ほかの方で。

それでしたら、今のこの文章をわかりやすくするというですから、メールでワーキングの中で確認させていただくということで、よろしくをお願いします。

それでは、ちょっとおそくなりましたけれども、ここで小休止をとらせていただいて、次に見直しワーキンググループの議論が三つありますので、一応4時半ぐらいまで、よろしいですか。小休止。それからまた再開いたします。

午後4時23分休憩

午後4時31分再開

作本副委員長 それでは、4時半になりましたので、再開させていただきます。

残されているのは、そこの次の6番目の大きなガイドライン運用面の見直しということですね。これまでワーキンググループを3回実施してきました。その中の全て取り上げる、今日できるかどうかわかりませんが、重点的にご説明させていただくという

ことで、議論は恐らく、今聞いているところでは1番目と3番目のワーキンググループの内容が中心になるだろうと。お手元に資料が1番目と3番目のわたっていると思いますから、それを見ながら、よろしく願いいたします。

では、事務局のほうからでしょうか。この進行はどうやって。

長瀬 それでは、まず事務局のほうから、第1回の運用面の見直しワーキンググループ、あと、その後に第3回について説明させていただきます。第2回のところにつきましては、実は前回の全体会合及び今回の間に多くの方からいろいろコメントをいただきまして、ちょっと内部の取りまとめに非常に時間がかかってしまって申しわけございません。また早々に担当委員の皆様と一緒に、取りまとめた案をまた議論させていただければと思いますので、すみません、よろしく願いいたします。

では、第1回ワーキンググループ、不可分一体の事業、二次的、派生的、累積的影響のワーキンググループだったわけなんですけど、お手元の資料はその前回の全体会合後、出てきた意見、早瀬委員のご意見2点だけだったんですが、それを反映させた内容というふうな形にさせていただきます。時間もありますので全て細かく説明するというよりは、何が加わったかというところを説明させていただければと思います。

まず一つ目は、派生的・二次的な影響、1枚めくっていただいて2ポツのところでございます。ここの「派生的・二次的な影響」とはどのようなものですか？」に対する答えです。ここの回答の4行目から、「例えば、生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスにプロジェクトが与える間接的な影響などは派生的・二次的影響として考察されるべきものです」というものを加えてございます。

同じく、下にIFCのPerformance Standard 1の原文についても、該当する英文をこちらのほうに加えさせていただいております。

理由は、メール審議を前回の全体会合以降やらせていただいた際に、ここでやはり生物多様性のところ、実は前回の全体会合のときにはここはもう削除しても大丈夫なのではないかというところ、「被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスについて」云々のところ。ここについてはもう削除してもよいだろうというご意見をいろいろいただいておったんですが、やはりここは盛り込んでおいたほうがよいだろうというご意見をいただいた。それに対して盛り込ませていただいたという形になってございます。そこがまず1点目の変更した点でございます。

もう一つでございますが、3ポツの累積的影響の回答の下に、第1回ワーキンググループにおける主要な提言というものがございます。ここの一番下に「累積的影響」については、「個人の活動」による影響も含むものであると考えるべき」というものを加えてございます。

この累積的影響のところについては、早瀬委員より米国の国家環境政策法、運用規則である環境質委員会規則に基づいて、累積的影響は個人の活動による影響を含むも

のがわかる定義にすべきという提言をいただきました。最終的には定義自体には修正を加えず、主要な提言に追記することで、こういう形にさせていただいてございます。

以上、2点が前回の全体会合から変更になっているところでございます。これで不可分一体、派生的、二次的、累積的影響のFAQ、あと、それに加えての主要な提言のところについて、セットした資料を皆様のお手元にお配りさせていただいておる次第でございます。

とりあえずワーキンググループ1についての説明、事務局からは以上でございます。

作本副委員長 ありがとうございます。何か、第1ワーキンググループのほうでどうか、主査、追加されることがあれば、よろしいですか。

それでは、皆様方から、もしコメント、意見あれば出していただくということで、お願いします。

ここでは、そのFAQを特に中心に、出された意見が一応載っているかどうか、そこを見ればよろしいですか。

長瀬 はい。こちらのほうでは成果物として、ワーキンググループでFAQと主要な提言という形でまとめさせていただくという形に整理されておりますので、そうさせていただきます。

作本副委員長 どうぞ。

松本委員 1点確認させていただきたいのは、答えの4行目の後ろのほうに、「実行の可能性がない」という言葉がありますが、この不可分一体ですが、これは要するにそのフィージブルでない、何か日本語の「実行の可能性がない」という言葉がどういう意味なのかというのはちょっと難しいのですが、この開発で言うところのフィージブルでないという理解でよいかどうか。私はそういうふうに理解しているんですが、JICAもそういう理解なのかどうかというのを、ちょっと確認させてほしいんですが。

長瀬 「実行の可能性がない」、もとの言葉を少し見ていただくと、「without which the project would not be viable.」という、そういう原語になっておりますので、要はそのプロジェクトがなければ、JICAが協力を行う対象の事業としては実行の可能性がないと、そういうような話で考えております。

作本副委員長 いかがですか、松本委員。「viable」、意味もちょっとあるんでしょうけれど、実行でよろしいですか。

松本委員 いや、こういうのは解釈の可能性があったほうが私はいいと思うので、別にこれでもいいかなと。

作本副委員長 そうですか。ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見。

柳委員、お願いします。

柳委員 私も言葉の問題で、これも最初に議論したときに、谷本委員から、どうなのかという問題があったと思いますけれども、1行目の「定義に準拠し」と、「準拠」

という言葉ですね。これ、どうしてIFCに準拠しなければいけないのだというような言われ方も、きっとすると思うんですね、「準拠」という言葉を使うと。

「準拠」というのは一般的に我々の理解だと、ある法的な根拠があって、それを適用するときに「準拠」という言葉を使うというのが、法律の領域だと準拠法というのは大体そういう理解なのだろうと思います。いわゆる普通の言葉として、日本語としての「準拠」だと、あるものに準じてそれを根拠として考えますよということで、ほかのところでは「参考」というふうな言葉を、次のところでは答えに、2番目では「参考」にして使っているのですよね。だから「参考」と、じゃあ「準拠」というのは、どうなのか。違いはどう。まあ、どうしたらいいのかという。

結局、JICAの考え方がIFCに準じたというのか、それともこのJICAの考えはもともと世銀とかそういうところの機関の考え方を使っていると、ただ、世銀にはそのことが規定されていないので、それを規定しているようなIFCを使いましたということなのだと思うんですけれども、そもそもの設置機関の目的や理念の話で考えると、ちょっとIFCとは方向性が異なると僕は個人的には思っているところもあります。要は方向性が違うので、若干ですね。というふうに私はちょっと理解しているので、この「準拠」というのは、ほかの言葉にちょっと置きかえたほうがよろしいかなというふうにずっと思っていて、なかなかそこを、じゃあどうするのがいいのかというのはちょっと言えないので、悩んでいたところではあるのですけれど。

作本副委員長 関連ですか。松下委員、関連で。

松下委員 そうですね。ご指摘ありがとうございます。私の記憶ではワーキンググループで議論したときは、IFCなり世銀なり、国際的に通用している指針の中で最も一般性がある先進的だということを参考にして検討していったわけですので、「準拠」というのが今、柳委員が言われたような法的根拠というわけではないですね。そういった意味では他との整合性を考えると、「参考にして」でも問題はないと思いますが、いかがでしょうか。

作本副委員長 ほかの箇所は「参考に」になっているんですね。

長瀬 すみません、ちょっと補足させていただいてよろしいですか。

これ、実は三つのFAQのところ、「準拠し」というのと「参考に」というのは、ご指摘いただいたとおり違う言葉を持ってきているんですけれど、実はこれ、もともとのIFCのほうのPerformance Standard 1にどこまで詳しく書き込まれているかというところをちょっと参考にしながら、違いをつけたというところがございます。

不可分一体の事業については、Performance Standard 1の原文のところはかなり明確にそのまま定義づけがなされているということで「準拠」というような言い方をしております。残りの二つにつきましては、実はそこまで明確に派生的・二次的とはこれだという、あるいは累積的影響とはこれだというような説明が実はないんですね。なので、「参考に」というような形でちょっと表現は変えさせていただきました。

ただ、「準拠」というのが法的に見ておかしいということであれば、そこはもうアドバイスをいただきつつ、わかりやすい日本語に変えていきたいと思います。

作本副委員長 いかがでしょうか、ほかの方、ご意見。

では、岡山委員。

岡山委員 最初の不可分一体のところなんですけど、ここでよく挙げられているのが、やはり合理的な範囲の運用というところだったというふうに取り取れます。それは今後、具体的な事例を積み重ねて明確にだんだんしていくというふうにあるんですが、例えばなんですけれども、今日それこそ最初にお話ありましたベトナムのこの上水道の例えば事業に置きかえてみると、円借款を行うところは貯水池から水をとってきて配管をはわせて上水道まで持って行って、上水道から各世帯までの配管部分が円借款事業なんですけど、浄水を行う浄水場だけはSPCで行いますということですよ。本来そこは対象外になるはずなんですけれども、上水事業において、浄水場がなければ配管は必要ないので、本件についてもワーキンググループにかかったときには、この浄水場のことも含めて審査されるということになるんでしょうか。

作本副委員長 すみません、ちょっと今の岡山委員の議論に移る前に、先ほどの決着をつけてしまってよろしいでしょうか。

先ほどの「準拠」という言葉、今、長瀬事務局のほうから出されたように、「準拠」というとやはり正当性があるかのように思わせるんですね、法的根拠のように。そうすると、同時にそれ、なぜこのIFCが正しいのかということをお我々に次の質問としては投げかける可能性がありますので、やはり僕は「準拠」という言葉よりも「参考に」というほうが、やっぱりJICAが主体で選んだんだという、そういう考えになりますので、私はそちらのほうが、「準拠」を避けるほうが賢明じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

柳委員 もう一つほかの、例えば「参照」というのあるんですね。「参照し」、何々を参照し、というのも入れても。「参考」だと……まあ、参考でもいいとは思いますが、「参照し」ぐらいで軽く置いておいたほうがいいんじゃないかなと、僕は思っています。

作本副委員長 わかりました。では、すみません、「参照」と言った場合には、ほかの2カ所と調整は、合計3カ所で使われているんですね。ほかの2カ所は「参考」になっているので。

柳委員 それは構わないと思いますけれども、はい。

作本副委員長 いいですか。はい。

いかがでしょうか。最初のところ……

松本委員。

松本委員 でも、そこについては先ほどのその、よりPerformance Standardに書かれているということでしたけれど、ワーキングの中でも、じゃあ「Associated

facilities」というのは「不可分一体の事業」という意味なのかという議論もされた、つまり、今お話しされたほど明確に不可分一体の事業がPerformance Standardに書かれているというわけでもないんじゃないかと、さんざんワーキングの議論があったので、まあ同列でよいんじゃないかと思いますが。

作本副委員長 同列というのは「参考に」で統一するという意味ですか。「参考に」と、「参照に」のほうがちょっと緩い意味合いですかね。いかがでしょう。3番目は「参考に」で、2番目、3番目はそれでいい。1番目はどうですか、皆さんの感触は。できれば固めちゃったほうがいいんですね。

長瀬 もし皆様もよろしければ、ここを全て「参考に」という言い方で統一させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

作本副委員長 よろしいですか。では、「参考に」ということで。

それでは、岡山委員の質問のほうに移りたいと思いますので、ちょっと頭の中で忘れちゃったので、もう一度。

岡山委員 すみません、単なる質問なんですけれども、不可分一体の事業ってどういうものかなというので、ここでは図1で説明されています。今後も似たようなことで案件があるたびに判断されていくということだと理解はしているんですが、じゃあ例えば今日挙げられた、ベトナム国のフーコック島の上水道整備事業においても、円借款事業である管路の対象外の部分である浄水場も不可分一体の施設ということで審査されるという理解でよろしいんでしょうかという質問です。

長瀬 こちらのFAQのほうにも書いてございますけれど、不可分一体の事業については、合理的な範囲で想定されている環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮文書がJICA環境社会配慮ガイドラインに沿って作成されていることを確認して、必要に応じて相手国等に申し入れを行うという形にやらせていただいておりますので、ベトナムの今日紹介された事業についても、そういうふうに対応する予定でございます。

作本副委員長 ほかにご意見がなければ、いかがでしょう。

それでは平山委員、お願いします。

平山委員 すみません、派生的・二次的な影響のところでもっとお伺いしてみたいのですが、また上水道事業に戻って申しわけないのですが、上水道事業によって問題になったのが水質汚濁ということなのですか、その上水道事業が、下水道整備を行わないで上水道事業が行われるということで、その人が増える、住居が増える、それから人の活動が増えるということを経由して、二次的・派生的に周囲の川や海域が汚染されるという、このようなことが懸念されるので問題に私はしたのですけれども、そういうのはこの派生的・二次的な影響には多分入らないという結論にしておられるのではないかという気がするのですけれども、その入らない理由というのは一体何なのかということをお伺いしてみたいのですが。

一つ考えられるのは、上の答えの2行目のところの「計画されていないが予測可能な

開発」というのがないということ。だから二次的・派生的な影響とは言えないのだということがあるのかなというふうに思うのですけれども。

もう一つ考えられるのが、説明文の終わりから2行目の、英語の文章の上のところの終わりから2行目の、「合理的と考えられる範囲内で」ということ。派生的・二次的な影響があれば合理的と考えられる範囲内で影響を調査・検討するということ。先ほどの上水道の計画について、下水道を無視した上水道の計画について水質汚濁が二次的・派生的な影響でないとする根拠というのは、これらの二つぐらいが、この文章の中からでは考えられるのかなと思うのですけれども、それ以外にもあるのか、それとも、どちらかのことなのか、それとも別の考え方で先ほどのような結論を出されていて、周辺の水質汚濁の問題というのは上水道計画に基づく周辺の水質汚濁の影響については議論する必要がないという結論になるのか、そこらのところを、この2のところとの関係でご説明していただきたいと思います。

長瀬 若干ちょっと個別の案件の話に入っていくので、私がちゃんと答え切れるかどうか分からないところがございます。その点をご容赦いただければと思います。

一つは、先ほどの説明で本当に水質汚濁のところ派生的・二次的な影響に入るかどうかということについては、私が聞いていた限りでは、全く入らないというふうに結論づけてはいなかったように思います。なので、それこそ予測可能な開発なんかがあるのであれば、それはそれなりに派生的・二次的な影響の範囲内という形で我々のこのE/S借款の中で見ていくべきものだと思いますし、合理的な範囲ということも含めて、そういったところをきちんとこれから見きわめていく必要があるのだろうなというふうに思います。

すみません、ちょっと個別具体的な、私もフーコック島の事業詳しくないので、ちょっと歯切れの悪い答え方ですけど、よろしく願いいたします。

平山委員 よろしいですか、すみません。食い下がるつもりはないのですが、もし入るのであれば、上水道事業だけを引き受ける、JICAが援助するという、そういう選択はおかしいのではないかという結論が一番素直に考えられる話になり得るわけですけども、その可能性までであるということなのではないでしょうか。要するに、上下水道が一緒でないとなような事業というのは引き受けるべきではないという意見もこの助言委員会で成立し得るということなのではないでしょうか、今のお答えは。

長瀬 すみません、個別具体的な例なので、実態に合った答えかどうかはちょっとわかりませんが、仮に私どもがこれから支援する上水道事業が、非常に著しく悪い影響を水質等に対して与えることが明らかなのであるならば、そのところについては下水道事業をやるのか、あるいはほかの緩和策を打つべきなのか、そこは個別に考えていく必要があるのではないかなというふうに今、思っているところです。

作本副委員長 なかなか微妙なところですね。今の議論はよろしいですか。

恐らくこれから経験を積み、事例を積み重ねながらということもあるんでしょうけ

れど、なかなか難しいところだと思います。

ほかの……鋤柄さん。

鋤柄委員 ちょっと私の勉強が足りないのかもしれませんが、今、平山先生がおっしゃった派生的・二次的影響の答えのところの2行目の「予測可能な開発」というのは、この英文の「predictable developments」を訳されているんですよね。これ、この場合「開発」になるのでしょうか。何か、展開とか物事の進行とか、そういうふうに思ったんですけれども、これはその開発行為そのものというふうに解釈するのが、このPerformance Standardの読み方として正しいのか。ちょっとそこを教えてくださいなと思います。

何か「開発」というと、平山先生がおっしゃったようにかなり限定的な行為になるような感じがして、この文脈であればむしろ、その後の事態の進行ですとか展開ですとかというほうが、派生的・二次的な影響を見る上では、より包括的なのではないかなという印象があります。

私の解釈が間違っているのかもしれませんが、ちょっとその辺を、事務局のほうでこれは「開発」なのだ、というふうに限定的にとらえるということであれば、そこを教えてくださいなと思います。

日比委員 すみません、よろしいでしょうか。今の関連です。

今の点、確かワーキングでも同じことを、私も申し上げたような記憶があります。全く鋤柄委員のおっしゃるとおりかなと思います。特に「developments caused by」という、その後に起こることが、この当該プロジェクトによって「caused」引き起こされるという文脈からいっても、案件とかプロジェクトを想定した「開発」というよりは、物事の展開とかそういう、この後に何か起こることと、それによって起こる影響というふうに見たほうが妥当かなというふうには私も思います。

作本副委員長 この「development」の訳ですか。「展開」とかというより、もうちょっと広い意味の曖昧な言葉のほうがいいだろうと、出来事全てを含む。「development」って通常、「開発」か「発展」かになりますけれども、この場合にもうちょっと事実上の展開みたいなのを含めた言葉に置きかえるべきかという、そのところですね。

皆さんいかがですか。私もちょっと直ちに判断つかないんですけども。

長瀬 補足させていただいてよろしいでしょうか。ご指摘の点、確かにワーキングでもありましたし、多分メール審議でも何かあったような気もしますが、そのときのちょっと正確な経緯を思い出せないですけど、確かにおっしゃるように、今後の展開という少し幅広い意味を踏まえたものであるということを残しつつも、最終的には「開発」という言葉が一番ふさわしいのではないかというふうに、メール審議のところも含めて決着したように覚えておりますが。

もし、松下主査のほうから補足していただけるのであれば。

松下委員 私自身も「development」はいわゆる開発計画とかプロジェクトというよりは、事態の展開とか、成り行きとか、そういう趣旨ではないかという意見も述べたと思うんですが、逆に言うと「開発」というのが具体的なプロジェクトとか事業ではなくて、幅広い発展とか展開とかいうふうに理解すれば、この言葉でもいいのかと思って、まあ、しかし「開発」と言うことによって、計画された具体的な事業とかプロジェクトということを連想するというのであれば、もし皆さんの意見が「展開」という言葉のほうがより理解しやすいということであれば、私は「展開」という言葉にすることについては、異議はありません。

作本副委員長 もう一つ、私もとっさで背後覚えていないんですけども、「developments」と複数になっていますよね、これ、英文のほうが。だから「開発行為」というか、個別的な数えられるものの複数形ですよね。「展開」というのか、僕は「開発行為」というのがいいのか、わからないんですけども、どうなのでしょうね。英語のほうは複数形になっていますね。

鋤柄委員 ちょっと例は悪いんですけども、例えば貯水池をつくったことで地下水位が上がって、地滑りを起こすとか、そういう割とマイナスの部分もあると思いますので、それは恐らく「開発」とは言わないんじゃないかなという気がします。余りマイナスのことを強調するのはよくないとは思いますが、それだと「開発」というのは当たらないのかなという印象は受けました。

作本副委員長 必ずこの「開発」という言葉、ぶつかるんですよ。いろんなことをやっていて、常にこの「開発」、「持続可能な開発」でいいのかどうかというのもぶつかるぐらい。

長瀬 よろしいですか。

作本副委員長 お願いします。

長瀬 例えば、ここ、一応FAQで、読んだときにわかりやすさということも踏まえておかないといけないですし、今、鋤柄委員のほうからもご指摘いただいたような幅広さということも、意図として我々否定しているものではないということも伝えたいと思いますので、例えばFAQの文言をそのままにしておきつつ、例えば主要な提言のところに一つ、ここの「開発」という言葉については、そういう少し幅広い展開というような要素を含むものというふうに考えるべきという、そういったものを残すというまとめ方もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

作本副委員長 いかがでしょうか。今までの提言で、我々、今、中間段階ですから、議論のあるところを明確に引き継ぐということは役割かと思えますけれど、白黒全部つけられるわけではないかと思えますが。

いかがでしょうか、今の長瀬事務局のほうの提言というのは。

松下主査のほうから、何かコメントありますか。

松下委員 私としましては、今、長瀬課長が提案されたのも一案だと思います。そ

れから、「開発」という言葉が非常に具体的なプロジェクトなり事業ということを連想するというのを避けるために原文を一応書いてあると、そういう一つのセーフティネットとしてですね。もともとはこういう文脈でしたということを残してあるんですね。ですから、そういうことも考えて、なおかつ念入りにワーキンググループの意見として、「開発」というものは事態の展開といいますか、例えば鋤柄委員が言われたように、結果として例えばどこか上水事業で取水した結果、地盤沈下が起こったとか、そういうネガティブな影響もあり得るといふこと、そういうことも含めた意味で念入りに委員の意見として「開発」は広い意味を含み得る、含んでいるということを書くことについて、私としては結構だと思います。

作本副委員長 FAQの中には含まれないかもしれませんが、よろしいですね。注という形でお含みにされることになりましたが。というのは、FAQはひとり歩きするかもしれないんだけど、そこはよろしいですね。我々としては、こういう注意喚起をして引き継ぐということで、よろしいですか、この中に。

いかがでしょう、皆さん。長瀬事務局からの提言ということで、よろしいですか。

それでは、時間もありますので、ほかの箇所に特に議論あるいは問題点ありませんか。それでしたら、この、これは本当にどうなんですか、この主査は松下さんでいらっしゃるんですが、よろしいですか、この全体会議のほうで第1についてはこれで了解したということで、一応終止符を打つということで。

では、それで出します。

次、第2のほうは取り上げるんでしょうか。第3番目のほうだけにいたしますか。第3番目。

では、第3ワーキンググループのほうの解説について、よろしくをお願いします。

長瀬 それでは第3回ワーキンググループのほうの結果について、まずお手元の資料に基づいて説明させていただきます。

いわゆるPPPF/Sという言葉をよく我々も使っておりますし、これと、あと中小企業海外展開支援事業はJICAの環境社会配慮ガイドラインが適用されるのか否かということが、今回のワーキンググループの一番主要な議題でした。

ですので、まず簡単な答えからいきますと、こちらのFAQにあるとおりに、協力準備調査（PPPインフラ事業）及び中小企業海外展開支援事業、そのうち案件化調査、普及・実証事業、これらについてはJICA環境社会配慮ガイドラインの適用対象となりますというのを明確にするということが、ワーキンググループでの結論でした。

それぞれのスキームについては、こちらにホームページがございますので、そちらをご覧くださいいただければと思います。

そのワーキンググループのときに主要な提言として2点、挙がってまいりました。協力準備調査（PPPインフラ事業）と中小企業海外展開支援事業について、その内容を明らかにした上で別途ガイドラインとの関係をわかりやすく整理することというのが1

点目。

2点目、その際、特に「中小企業連携促進基礎調査」については、情報収集が主な目的であることから、実際上はガイドライン摘要の対象外になること。また、「案件化調査」「普及・実証事業」については、環境社会に重大で望ましくない影響を及ぼす案件（カテゴリA案件）は実施しないことを明らかに示すことという形で、主要な提言を残させていただいております。

実はワーキングでは、私どもの記録では八つなり九つぐらい、その場で提言をいただきました。そういったもの、実はワーキングのときには皆様ご承知のとおり、我々のほうから説明の資料を配付させていただきます。そのときはパワーポイントの資料と、あとA4裏表2枚ベースの資料をつくってというか、もともとあるものを使って説明させていただきました。その説明をさせていただいた際に、このPPPインフラ事業及びこの中小企業海外展開支援スキームについて、やはりちょっとわかりにくい、それをもうちょっとわかりやすい説明を全体会合の場でもぜひしてほしいということをお願いをされました。

それら九つなり八つの指摘でございますが、ちょっと簡単に紹介させていただきますと、「成熟度」とか「熟度」という言葉をよく使っておりますが、この調査における環境社会配慮に関する情報が適切に収集されているか否かということを目指す点であることをわかりやすく説明してほしいというのが、第1点目のそういう指摘ございました。あと、民間提案型の調査に関する特性をわかりやすく説明してほしいということが2点目。3点目が、PPPインフラ事業における流れをフロー図などを整理しわかりやすく説明することというものでした。4点目が、「補完的調査」という表現を「補完する調査」など、わかりやすく正確に説明すること。5点目が「段階別の調査」の「段階」をケースとして表現すること。6点目、運用方針にあるチャート、当時のスライドの8枚目の順番を適切なものにする。オーソドックスなケースを先頭にし、その後例外的なケースを記載する順番にすること。そういったものをPPPインフラ事業に関するスライドについて、いろいろいただきました。

これらを反映させていただいたものを、これからちょっと紹介させていただきたいと思えます。なお、実はもう一つ、協力準備調査に関する環境社会配慮助言委員会の運用目安の改訂について（修正版）というA4のペーパーを利用しました。実は私どもで準備しておったもので、もう既に皆様と共有済みのものなのですが、非常にわかりにくいというご指摘もいただきまして、今回のワーキンググループの場で、ぜひこのペーパーの改訂もよろしくお願ひしますということもご指摘いただきましたので、それは今日の全体会合までということではなく、もうちょっと時間をかけてきっちり直した上で、皆様にも共有させていただくという形で進めさせていただいております。

PPPインフラ事業については以上ですけれど、簡単にいただいたコメント、あと二つ、中小企業海外展開支援スキームについてなんですけれど、一つ目は基礎調査、案

件化調査、普及・実証事業というこの3種類なんですけれど、これについての概要と環境社会配慮ガイドラインの適用についての説明がわかるようにすること。特に基礎調査については情報収集が主な目的であることからガイドライン適用の対象外であること。残り二つの案件化調査と普及・実証事業については、環境や社会に重大で望ましくない影響を及ぼす案件（カテゴリA案件）は実施しないことを明記し、説明すること。これはこちらの主な提言のほうに残させていただきました。

最後、もう一つは、中小企業海外展開支援スキームについては、案件形成の順序を考慮し、基礎調査、案件化調査、普及・実証事業の順番にすることという、説明の順番についてもご指摘いただいていますので、そこら辺を反映させた資料を今からプレゼンさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大きな議題といたしまして、復習ですけれど、民間企業提案型であるPPPインフラ事業の協力準備調査において助言委員会での検討をいかに行うかというのが一つの議題。新しいスキームである中小企業海外展開支援スキームについては、ガイドラインの適用対象とするのかというのがもう一つの議題でございます。以上、繰り返してございます。

まず、PPPインフラ事業についてでございます。こちらは、実は私どものホームページにも載っているPPPインフラ事業の説明でございますけれど、特に注目していただきたいのが本邦法人からの提案に基づいたプロジェクトであるということです。PPPインフラ事業への参画を計画している、そういう本邦法人からの提案に基づいて、円借款または海外投融資を活用したプロジェクト実施を前提として、PPPインフラ事業の基本事業計画を策定し、当該提案事業の妥当性、効率性等の確認を行うものということです。

これ、提案型の調査というものを今、申し上げました。実際何をやるかということ、若干繰り返しになりますがPPPインフラ事業全体の実現可能性を確認するものです。PPPインフラ事業のうち公共事業として事業化される部分と、民間事業として事業化される部分の両方を含む、その幅広い事業全体についての実現可能性ですね。

実は、提案企業の事業検討状況によっては案件形成の初期段階にある調査も含まれるというものもございます。奇しくも今日、ベトナムのフーコック島の水の事業がありましたけれど、あれが実はこれに該当しているわけなんです。

協力準備調査、矢印の下のほうですけれど、その実施期間中に環境社会配慮に関する情報が十分に集まらなかった場合、今まで我々、熟度が低いというような言い方をしておりましたが、そういった場合、かつJICAが協力準備調査の成果を円借款または海外投融資を活用したプロジェクトで活用する場合は、別途補完する調査を実施することによりJICAガイドラインで求められる環境レビューの段階までの手続を完了するというふうに申し上げてあります。

実際、補完調査をかける場合もございますし、今日のフーコック島の例ですと、実

際にPPPインフラとしては実現可能性が非常に疑問視されたんですけど、そのうちの一部を円借款として取り上げるという形になってまいりましたので、そのところをまずE/S借款という形で対応していこうというふうな形で、いわゆる別の形での補完調査という形をとってございます。

今申し上げたような事例を幾つか挙げさせていただきますと、こちらのほうにあるような三つのケースになっていくのかなというふうに思います。特に一番左端のほうのケースが一番通常のケースですね。協力準備調査でDFRを策定し、助言委員会を開催する。補完する調査は必要ないものでございます。通常どおりスコーピング案のワーキング、スコーピング案に対するワーキンググループを開催しますし、DFRに対するワーキンググループも開催されます。それを踏まえて、環境レビュー段階へ進んでいくという通常の流れでございます。

これには至らない、熟度が低いものとして、ケース2とケース3というふうに考えさせていただいております。DFR策定段階において環境社会配慮に関する情報が不足する場合はケース2でございます。ケース3は、さらにスコーピング段階において環境社会配慮に関する情報が不足する場合というふうに考えております。

ケース2の場合はスコーピング案のワーキンググループまでは開催できる。フーコック島の場合はこれにかなり近いものだったわけなんですけれど、やはりDFRのところまでは行かなかったという形である場合については、普通、情報を補完するために、こういった補完する調査を別途実施するという形になります。

ケース3の場合、非常に初期段階でもう環境社会配慮に関する情報が不足する場合がありますが、環境レビュー段階までの手続を進める場合においては、もう補完する調査を別途実施するという形で、スコーピング案のワーキンググループとDFRのワーキンググループに対応できるような補完調査を、言ってみればフルで実施せざるを得なくなるというようなイメージでございます。

多分この三つのケースが考えられるというふうに考えまして、まとめさせていただいております。

いずれについても、私どものガイドライン適用という形では変わりございません。

さて、その次の中小企業海外展開支援事業についてでございます。

実は3種類、先ほどあるというふうに申し上げました。一番上が中小企業連携促進基礎調査、二つ目が案件化調査、三つ目が普及・実証事業という形になってございます。

それぞれ、これは私どものホームページにあるような定義をそのまま抜き書きしてきたところでございますけれど、基礎調査のところにつきましては、先ほど申し上げたように一番基礎的な情報を収集するものでございます。それが、ここの事業、情報収集というところに出てまいります。それをもって事業計画立案を支援して、ODA事業との連携を検討していくためのものというふうになります。

案件化調査と普及・実証事業は、そういった基礎情報の収集よりも一歩踏み込んだ

案件の形成というところまで踏み込んでいくものでございます。例えば案件化調査については、我が国の中小企業の有するすぐれた製品、技術等とのマッチングを行うことによって、途上国の開発課題の解決と我が国の中小企業の海外事業展開との両立を図って、ODAを通じた二国関係の強化や経済外交の一層の推進に資するもの。普及・実証については、そういった製品技術に関する途上国の開発で現地適合性を高めるための実証活動を実際行うということで、その普及方法を検討するものという形になっています。

だんだん下にいくにつれて具体性が増していくというようなスキームでございます。

この中では、先ほど申し上げたように、この案件化調査と普及・実証事業のところにつきましては、ガイドラインの適用対象というふうにさせていただいております。それをまとめたのがこのスライドでございます。

一番上の基礎調査のところにつきましては、複数企業が事業を実施する上で必要となる現地の情報収集と事業計画立案の支援が主な目的であって、個別案件の形成や実施を伴う活動は行わないため、適用外というふうに考えております。これは普通の通常の協力準備調査、まあ、これも協力準備調査の一つではありますけれど、基礎情報収集調査などについてはガイドライン適用外とさせていただいておりますと整合性はとれているかと思えます。

案件化調査と普及・実証事業のところにつきましては、それぞれ個別案件の形成を伴う活動であり、環境社会配慮に関する調査が必要であるということ、事業の実施において適切な環境社会配慮が必要なためということで、当然ガイドライン適用というふうな形でまとめさせていただいております。

先ほどご紹介させていただいたワーキンググループでいただいたコメントにもありましたとおり、いずれも環境や社会に重大で望ましくない影響を及ぼす案件、要はカテゴリA案件は実施しないというふうにしてございます。これは今、実際にそういう応募要項に、ちょっと正確な文言は私忘れましたが、そういった形で趣旨が盛り込まれておるところでございます。そういった形で、中小企業の方々にも用意をしていたくという形になっております。

以上、ちょっとワーキンググループのときのスライドは非常にわかりにくかったので、もう一回作り直してほしいというのが主査以下ワーキングの皆様のご意見でしたので、こういった形で新しいスライドをつくって、今日説明させていただきました。

以上でございます。

作本副委員長 ありがとうございます。実は私も参加させていただいたんですけど、その席でPPP事業について何件か、もう既に我々のところにかかっておるわけですけど、内容がよくわからないだろうと。また、さらに今回、民間の支援事業というような、それに近い名称のものが入ってくるので、そここのところの理解を促進するための説明をぜひお願いしたいということにいたしました。

ここで今、今回入ったFAQも、これは今回初めてなんですよね、この文言自体はね。今までこれはなかった、PPPに関するこういう内容はなかったのですが、今回初めてということで、ぜひ内容がわかりやすく伝わるようにということをお願いしておりました。

それでは、皆さん方からご意見、コメントがあれば、ぜひお願いいたします。

日比委員 ありがとうございます。ちょっと質問を二つほどお願いします。

今、案件化調査と、それから普及・実証事業の場合は、Aカテゴリの案件は実施しないというふうにおっしゃった。これは、そのAカテゴリに該当する場合は、案件化調査あるいは普及・実証事業の段階から、もう実施しないという理解でよろしいんでしょうか。調査した後からそれを判断するのか、もうそもそも調査をしないという意味なのかというのが質問です。

長瀬 そもそもやりません。

日比委員 ありがとうございます。

それからもう一つ、これも質問です。中小企業連携促進基礎調査のその調査内容に、例えばガイドライン自体を適用外にするというのは理解できましたが、そのガイドラインに求めるような環境社会配慮に関する情報の調査というのは、この基礎調査の中では含まれるという理解でよろしいんですか。

長瀬 もちろん案件次第でございますけれど、そういったものが含まれる場合もあります。

作本副委員長 どうぞ。

田辺委員 最初のPPPインフラの協力準備調査ですが、そうですね、そのスライドですね。現行のガイドラインの中では、恐らくその協力準備調査の中でスコーピングとかDFRの作成というのはガイドラインの中に手順が盛り込まれていて、その真ん中の例と右の例のときに、このガイドラインとの関係性というか、どういうふうに整理すればよろしいのかなど。

長瀬 ありがとうございます。基本、協力準備調査で準備する円借款なり海外投融資というスキームがございますので、それと同じような考え方に則って、これはやらせていただいているところでございますけれど、お答えになっているでしょうか。

田辺委員 なるほど。つまり、その協力準備調査がない場合の、例えば円借款というのもガイドラインの中に想定されていて、その例えば一番右の例なんかはまさにそのプロセスと同じということなのではないでしょうか。

長瀬 協力準備調査がない、いきなりの円借款という場合でございますけれど、この場合は全て協力準備調査をやるという前提で考えております。もちろん、今日助言を確定いただいたレンガリ灌漑とか、ああいったものはもう協力準備調査なしで、途上国側の調査だけで環境レビュー入っていくという形でございますので、若干これとはスタイルは違う、一番下の環境レビューの段階のみの助言を確定いただくという

形になります。

田辺委員 そうすると、いや、恐らくこういうようなケースが、このガイドラインをつくったときには想定されていなかったのかなと。つまり、協力準備調査をやるのであれば、それはもうそのスコーピング、DFRを中できちんと環境社会配慮は対応されるという前提に基づいてガイドラインをつくっておられているので。

ちょっと私も解決策が何も出てこないのですが、ちょっと今のご説明の中では、しっかりとこないというか。

長瀬 お手元のガイドラインでいきますと、12ページの一番上ですね。3.1.2の12ポツなんですけれど、こちらのほうで補完型調査の場合はパラ1とパラ2の手続を行った後、その内容に応じてパラ5からパラ10のうち必要な手続を行うというふうに定めてございます。要は、このとき、ガイドラインを制定したときから一応そういった補完型調査を実施せざるを得ない状態もあり得るんだらうということ想定して、こういったものを設けているというふうに私、認識しておりますが。

作本副委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。

確かに昔、有識者会議のこのPPPについて、議論していた場面が何となく記憶に残っております。ただ、PPPの事業に対して、このODAというか協力調査の配慮水準を、同じように当てはめるかどうかというような議論をその会場でやっていたのだけは覚えております。それは今回、当てはめるということで明言されておりますから。

よろしいでしょうか。

それでは、この第3番目のワーキンググループについての文言は、これで確定したということで、よろしいでしょうか。

では、あと2番目についてはまた追って議論続けていただくということで、では今日はこれで一応、宿題部分は終わりました。ありがとうございます。ご協力ありがとうございました。

それでは、事務局のほうから最後にその他、あるいは次回のスケジュールということで、お願いいたします。

柿岡 それでは、次回全体会合でございますが、第53回全体会合、11月7日、2時半から、こちらJICA本部で行います。次回もこの会議室となりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

作本副委員長 それでは、これで閉会いたします。

ありがとうございました。

午後5時29分閉会